

小松市景観計画



令和4年4月

小松市

目 次

序章

1 背景と目的	1
2 小松市の景観特性	2

第1章 景観形成の基本的な考え方

1 景観計画の区域	5
2 良好的な景観の形成に関する方針	6
(1) 基本理念・目標	6
(2) 景観形成の類型	7
(3) 景観形成の類型に応じた方針	9
1) 都市部	9
2) 平地部	15
3) 海岸部	17
4) 丘陵部	19
5) 山間部	21
6) 潟周辺部	23
7) 空港周辺部	25
8) 幹線道路軸	27
9) 河川軸	29

第2章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 行為の制限に関する区域区分の方針	31
2 届出等対象行為	34
3 景観形成基準	36

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針	46
2 景観重要樹木の指定の方針	47

第4章 良好的な景観形成のためのその他の方針

1 屋外広告物の表示等に関する方針	48
2 景観重要公共施設の整備に関する方針	50
3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	50

第5章 景観形成の推進体制

1 景観まちづくりの協働作業	51
2 景観まちづくりの役割	51
3 景観まちづくりの推進組織	53
4 市民主体の景観まちづくり	54

序章

1 背景と目的

小松市は、多様な緑と動植物を育む雄大な白山連峰を望み、これらの山々に源を発した豊富な水に潤され、その中で映し出される人々の営みとともに個性的な風景が様々に見られます。先人たちによって大切に守り、育てられてきた風景は、市民生活にやすらぎを添えてくれます。

これらのかけがえのない美しい景観は、小松空港や北陸自動車道などを有する北陸の交流・物流・観光の玄関口としてふさわしいまちの品格を高め、次世代にわたって大切に受け継がれるべき貴重な財産です。

本市では、平成 15 年 1 月施行の「美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり条例」(平成 14 年小松市条例第 57 号)に基づき、平成 15 年 11 月に「小松市景観まちづくり基本計画」を策定しました。

この計画は、本市の優れた景観を保全・育成・創造し、それを推進するまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針であり、これまで材木町や大川町などの景観まちづくりを進めてきました。

近年、本市では、伝統的街並みの保存に対する意識の向上や、住民のまちづくりへの自発的な参加など、住民による地域の景観形成が盛んであり、地域の特性に応じたより実効性のある景観まちづくりへの取り組みが求められています。

一方、国においては、平成 15 年 7 月に良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置づけた「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成 16 年 6 月には我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、これまで各地方自治体の自主的な条例に委ねてきた景観施策を、法律で位置づけ、さらに地域の特性に応じた規制誘導を行うことが可能となりました。

また、石川県では、平成 20 年 7 月に「いしかわ景観総合条例」を公布し、「いしかわ景観総合計画」に基づき「石川県景観計画」及び「石川県眺望計画」を策定しています。

これを受けて、本市では、市内全域の景観特性を踏まえ、地域住民と協働した小松らしい景観まちづくりを進めるために、景観法に基づく「小松市景観計画」を策定しました。

2 小松市の景観特性

小松市の景観特性は次の4つに分類されます。

■ 自然・地形からみた景観特性

地形は、平地部、丘陵部、山間部、海、潟、川で構成され、森林が市域面積の70%を占めています。平地部のほとんどは海拔5メートル未満の低地で、広々とした田園風景が見られます。

市街地から北西側の安宅海岸には黒松林が、東南側の東部丘陵地には、広葉樹が緑のふちどりを構成しています。南側に広がる山間部には、ブナ、ミズナラ林が生育し、自然がよく保存されています。

市内のいたる所から眺めることができる白山は、ランドマークとして市民に親しまれ、梯川、前川、木場潟、安宅海岸などは、水辺と緑の空間を構成しています。

■ 歴史・文化から見た景観特性

市の中心部にある小松城跡や芦城公園、寺社地、旧市街地の通りやその町名などは、江戸期の城下町としての歴史を感じさせています。

明治以降、絹織物等の商業で栄えた旧市街地は、曳山子供歌舞伎に見られる町衆の文化を花咲かせています。旧市街地に残る伝統的な町家や寺社のほとんどは、昭和初期の大火灾後ものであります。

また、北前船の寄港地として栄えた安宅町にも、伝統的な景観が残る一方、歌舞伎「勧進帳」で有名な安宅の関跡があります。

その他、市内の旧街道や農村集落にも中世以降の歴史に登場する地名や史跡があちらこちらに点在し、それぞれの地域の都市景観に深みと魅力を与えています。

■ 市街地・産業から見た景観特性

市街地形態を大きく分けると、かつての城下町を基盤とした旧市街地と周辺部の新市街地を含めた小松市街地、コマツ栗津工場を中心とする松生・符津などの市街地、栗津温泉を中心に発展してきた栗津市街地、安宅漁港がかつての中心地であった安宅市街地、他の郊外部の市街地（国府台、千木野、西軽海など）に分けられます。また、海側には民間航空と併用する航空自衛隊小松基地が横たわり、小松工業団地や研究開発施設が立地しています。

観光地は、安宅の関跡のほか、栗津温泉とその周辺には那谷寺やアミューズメント系施設（ゆのくにの森、日本自動車博物館）などが点在しています。

JR北陸本線を挟み、南北に中低層の市街地が展開しており、東部丘陵地や国道8号小松バイパスから都市活動の展開や産業景観が眺望できます。

■ 都市施設から見た景観特性

鉄道、道路といった交通軸は、都市活動を支える重要な施設であるとともに、都市景観の骨格を形成しています。JR高架橋や国道8号小松バイパスのような大規模構造物は、利用者に動的な市街地景観を提供する一方、それ自体が市街地景観に大きな影響を与えています。

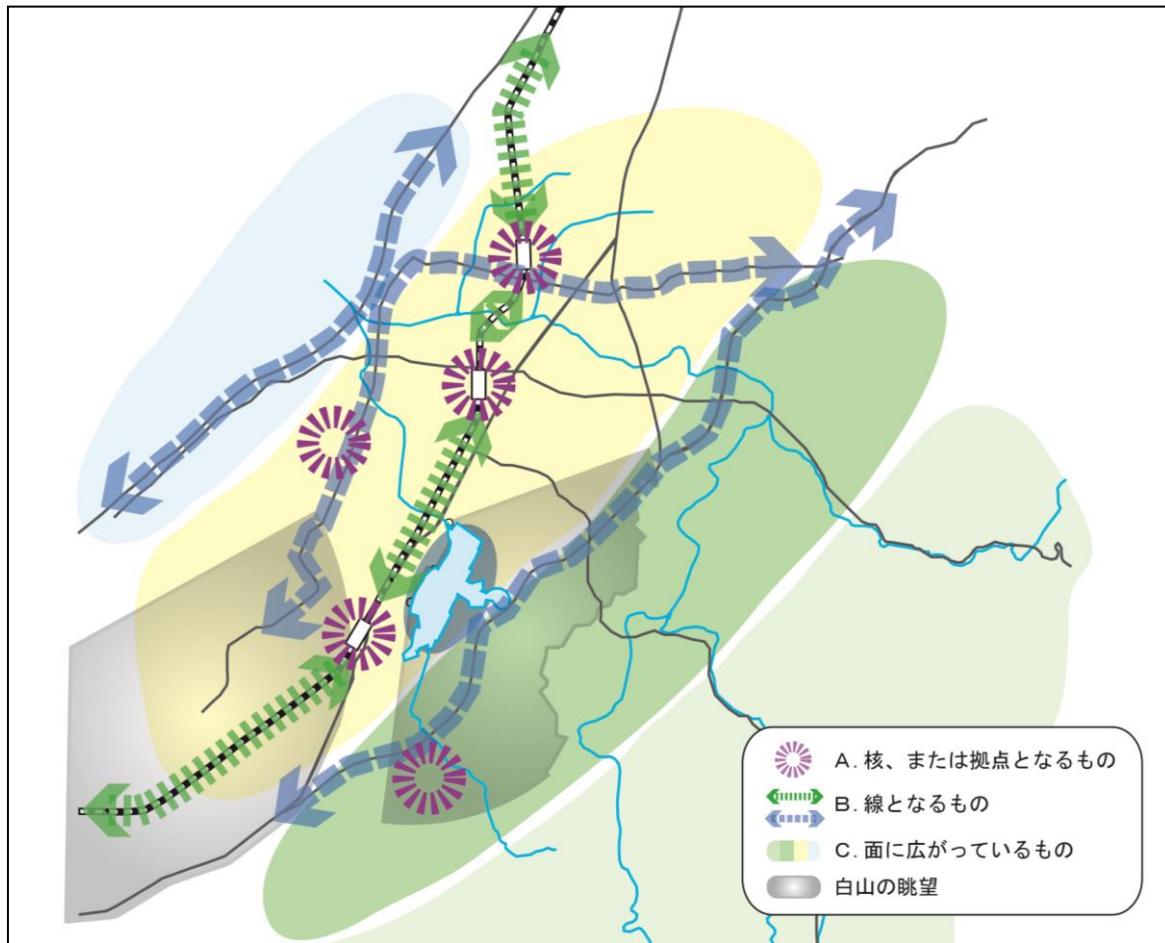
芦城公園や木場潟は、市民の憩いやレクリエーションの場であるとともに、道路や河川と一緒に緑のネットワーク形成を担う重要な施設であり、都市景観にやすらぎと潤いをもたらしています。

小松市の景観を構成する主な要素

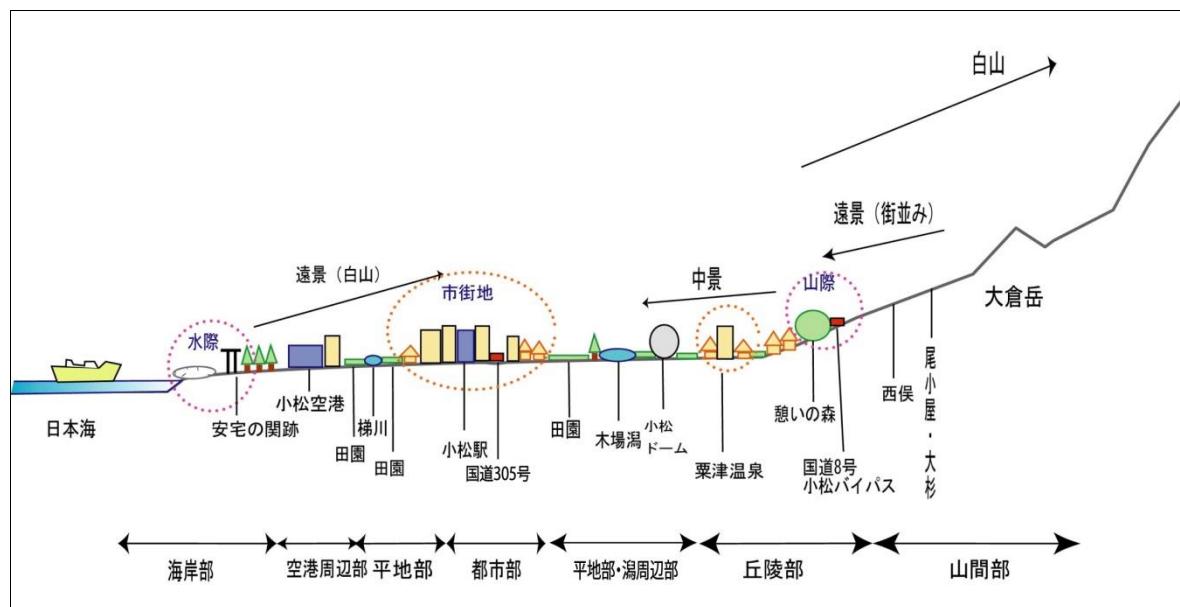
	自然・地形	歴史・文化	市街地・産業	都市施設
A 核又は拠点となるもの	水ばしよう自生地、ため池、境内林、屋敷林等	小松城本丸跡、安宅の関跡、仏御前の墓、那谷寺・小松天満宮などの寺社等	公共施設、大規模工場、観光地	駅、空港、インターチェンジ、公園等
B 軸(線)となるもの	梯川・前川及びその支流、九竜橋川、古川、安宅海岸とその松林等	北国街道、木曽街道等	アーケード街、商店街、街路、道路、農道等	主要幹線道、JR北陸本線等
C 面に広がっているもの	田園、東部丘陵地、木場潟、杉・赤松林、ブナ・ミズナラ林等	旧市街地、安宅町等	住宅地、住宅団地、工業団地、農地等	木場潟公園等
D その他	白山の眺望	お旅まつり、おつしょべまつり等		

備考 景観は、その形状、性格、機能、役割、周囲への影響度から、大きく分けて「A 核又は拠点となるもの」「B 軸(線)となるもの」「C 面に広がっているもの」「D その他」の4つの構成要素に分類することができる。Aは、庁舎、学校等の主要な施設及び史跡、大木等の目印となるもの若しくは交差点・橋等で、これらのうち特に重要なものが景観核又は拠点となる。Bは、道路、河川、旧街道、商店街等で、これらのうち特に重要なものが景観軸(線)となる。Cは、住宅地、商業地、都心地区、田園地区等のまとまりのある範囲で、これらのうち特に重要なものが景観面となる。

小松市の景観特性（平面）



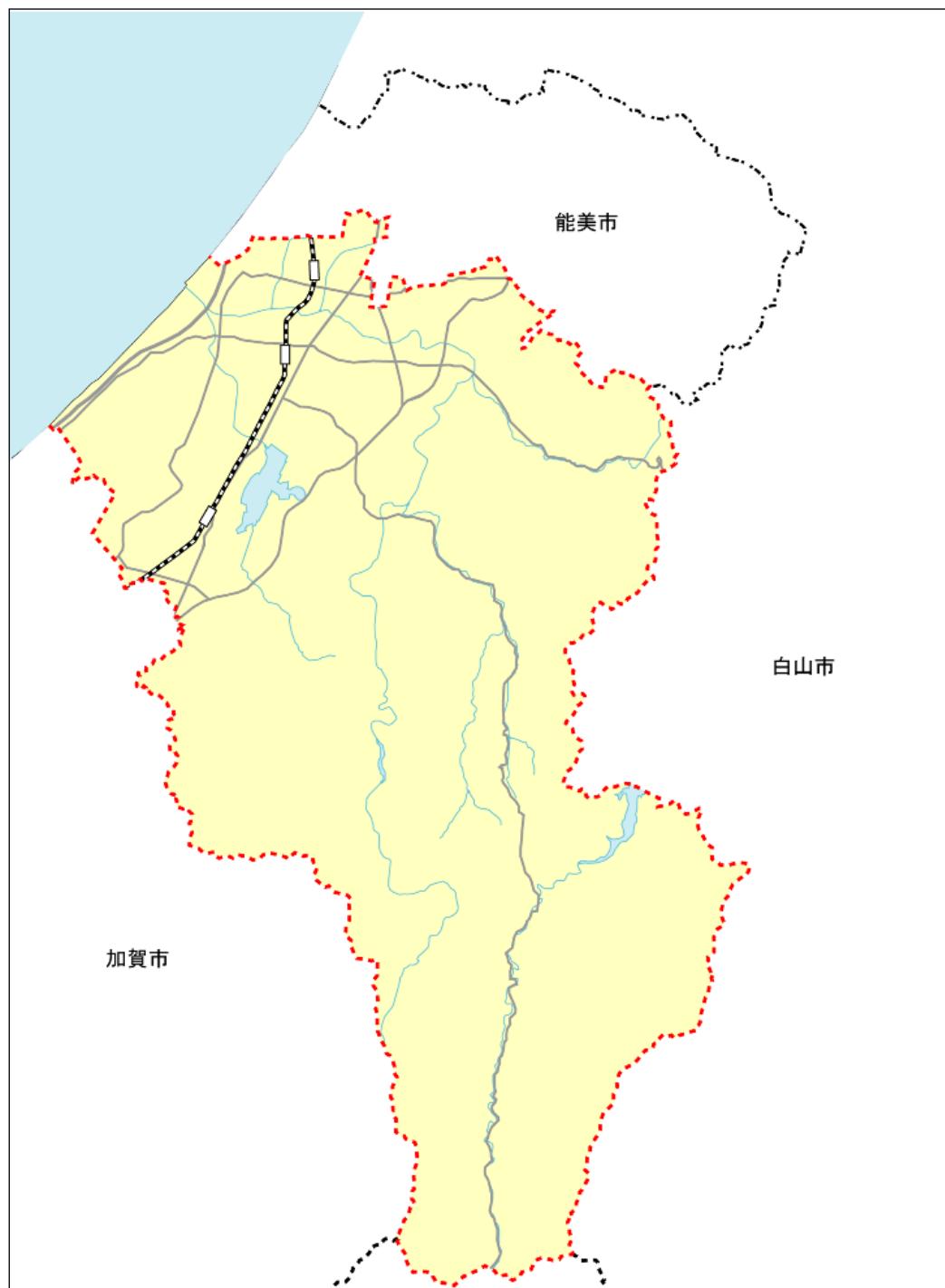
小松市の景観特性（縦断面）



第1章 景観形成の基本的な考え方

1 景観計画の区域 [景観法第8条第2項第1号]

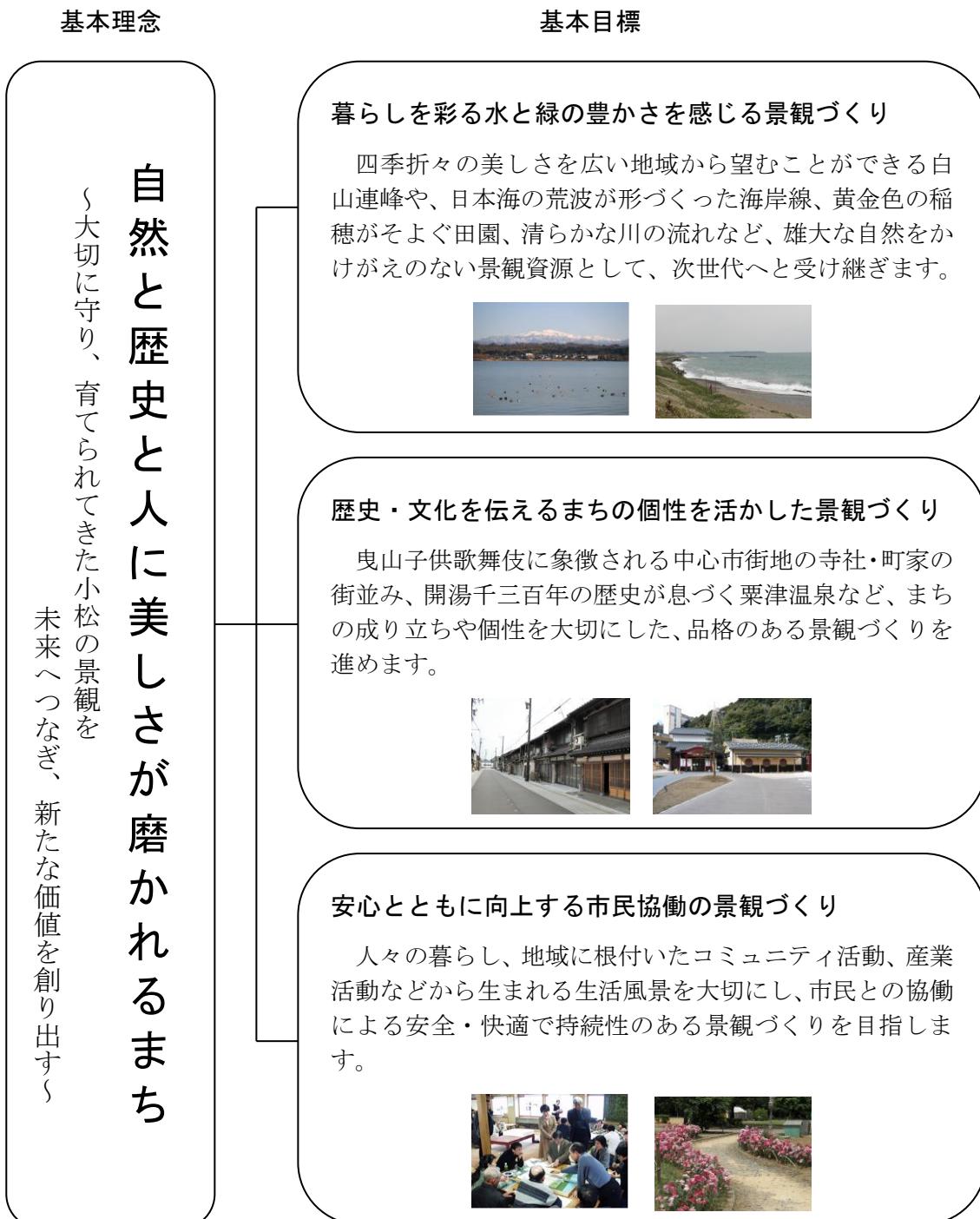
良好な景観形成を図るため、小松市全域を「景観計画区域」とします。



2 良好的な景観の形成に関する方針 [景観法第8条第2項第2号]

(1) 基本理念・目標

小松市の景観形成における基本理念と、それを達成するための次の3つの基本目標を定めます。

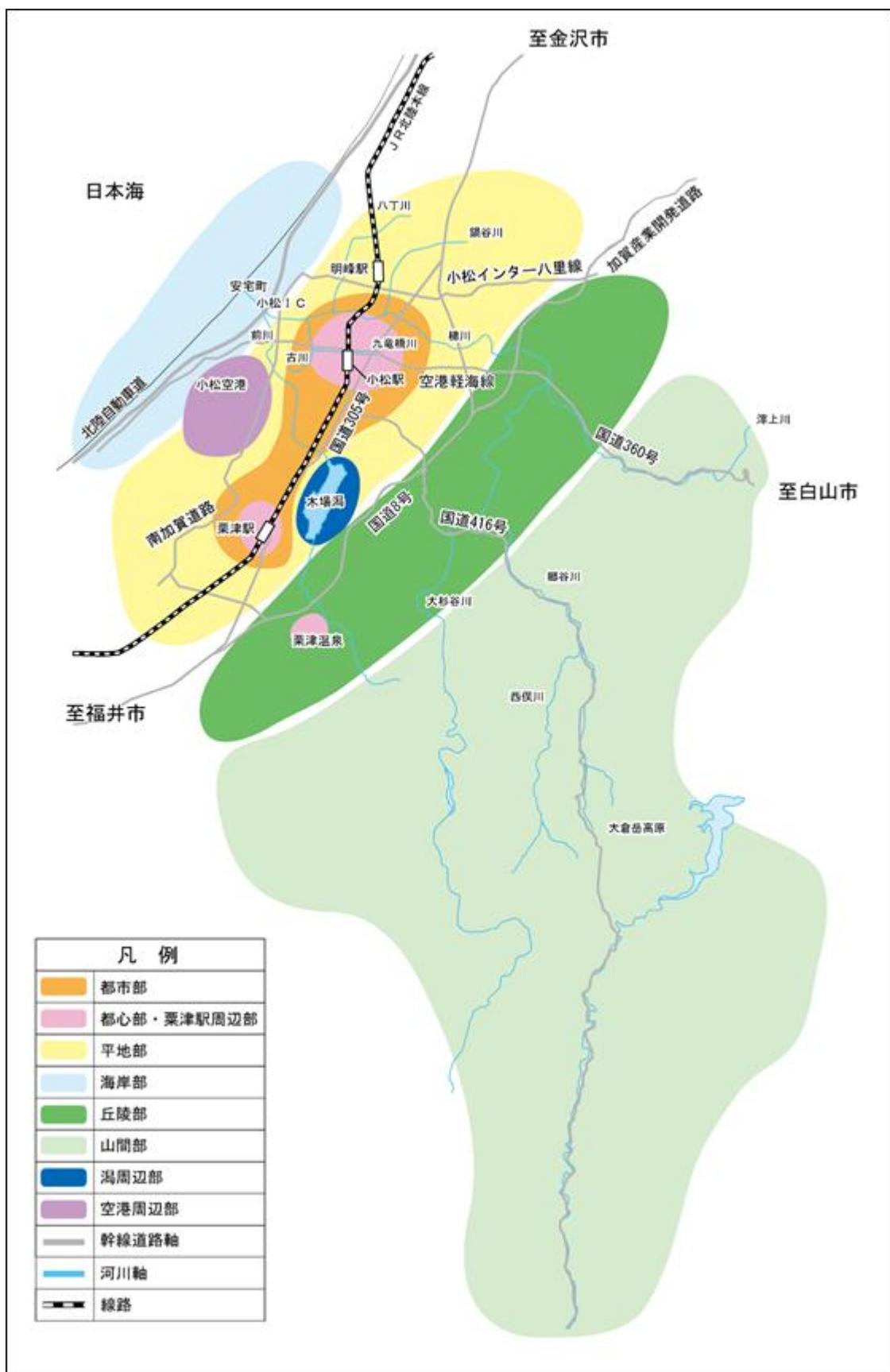


(2) 景観形成の類型

景観形成における基本理念や基本目標を受け、小松市全体の構造を土地利用、平地、山地、海・潟、河川等の自然の地形、街並みや集落のまとまり、道路網などから、次の9つに分類し、類型ごとの基本方針を設定します。

- | | | |
|----------|------|--|
| 1) 都市部 | ・・・・ | 都心部（主に小松駅周辺）、粟津駅周辺部 |
| 2) 平地部 | ・・・・ | 田園・畠地・集落の地域 |
| 3) 海岸部 | ・・・・ | 加賀海岸部 |
| 4) 丘陵部 | ・・・・ | 東部丘陵地、粟津温泉周辺部 |
| 5) 山間部 | ・・・・ | 大倉岳高原周辺、尾小屋、大杉等の地区 |
| 6) 潟周辺部 | ・・・・ | 木場潟周辺部 |
| 7) 空港周辺部 | ・・・・ | 小松空港周辺部 |
| 8) 幹線道路軸 | ・・・・ | 国道305号、国道8号小松バイパス、加賀産業開発道路、
空港軽海線、小松インター八里線、南加賀道路沿線 |
| 9) 河川軸 | ・・・・ | 梯川、前川、古川、九竜橋川沿い |

小松市の景観類型



(3) 景観形成の類型に応じた方針

1) 都市部

[位置]

安宅町及び栗津温泉地区を除く市街化区域内（区域には、小松駅及び栗津駅周辺、国道305号沿線等の市街地を含みます。）

[景観特性及び課題]

小松市の商業、業務、文化機能の集積地であり、南加賀の中核都市として基盤整備が進み、新しい都市景観が創出されつつある小松駅周辺、旧城下町の町割りを骨格とした町家、寺社、小松城址など歴史的建造物等が残る旧市街地、旧市街地を細長く取り囲む一般住宅地、沿道サービス施設が立地する幹線道路沿い等、それぞれ本市の市街地形成の歴史とともに景観が展開されています。

産業経済の発展とともに全国どこにでもあるような街並みが出現しつつある今、小松を代表する地区として、それぞれの地区の景観特性を活かした品格ある景観づくりが求められます。

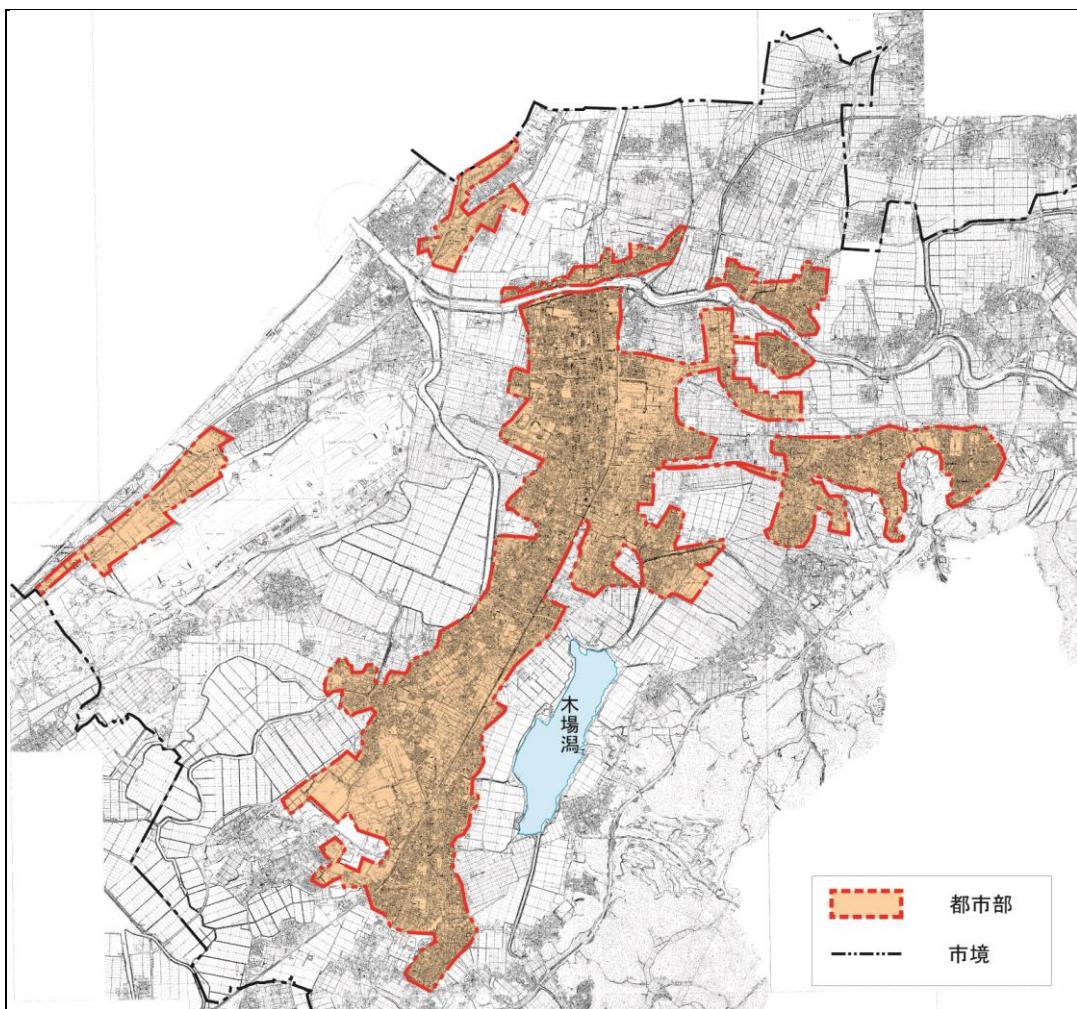
[基本目標]

明るく、活力と品格を備えた景観づくり

[基本方針]

- ・ 歴史、文化を伝える景観資源を保全・活用します。
- ・ 公共の建物や道路、河川等の整備については、快適で魅力ある景観形成を先導し、景観軸を形成します。
- ・ 商業業務地においては、建物外観や広告物等に配慮し、美しい街並みの形成に努めるとともに、賑わいや活力ある景観づくりを進めます。
- ・ 住宅地においては、建物外観や緑化等に配慮し、落ち着いた潤いのある街並みを形成します。
- ・ 工場や倉庫等が立地する地域においては、周辺環境との調和に配慮し、敷地周りの緑化修景等に努めます。

都市部



小松駅周辺市街地



丘陵地から市街地を望む

① 都心部

[位置]

小松駅周辺と国道 305 号沿線等を含む市街地

[景観特性及び課題]

小松駅周辺では、小松駅周辺整備事業による駅前広場やレンガ通りの整備など、新たな都市景観が形成されており、北陸新幹線開業を控え、本市の玄関口であり顔となる箇所であることから格調の高い景観づくりが求められます。

一方、旧市街地には、緑豊かな芦城公園、低層の街並みに一際目立つ寺の屋根、昭和初期の町家等、旧城下町の歴史を物語る特徴ある景観を形成しています。これらの地区では、建築様式が大きく異なる建物や取り壊しにより、街並みの不連続性が生じており、歴史的資産を積極的に活かした景観づくりが求められます。

[基本目標]

過去と未来が心地よく調和する都市景観づくり

[基本方針]

- ・ 近代的な景観整備を進める地区では、国際空港をもつ南加賀の拠点都市にふさわしい、シンボル性の高い空間を生み出すなど、新しい魅力ある都市景観づくりを進めます。
- ・ 旧来の街並みと調和した景観整備を進める地区では、歴史的資産や旧街道等の古い建造物などの資産の保全と整備、活用を図ります。
- ・ まちなかを歩いて楽しめる景観づくりを進めます。

[取り組みの方向]

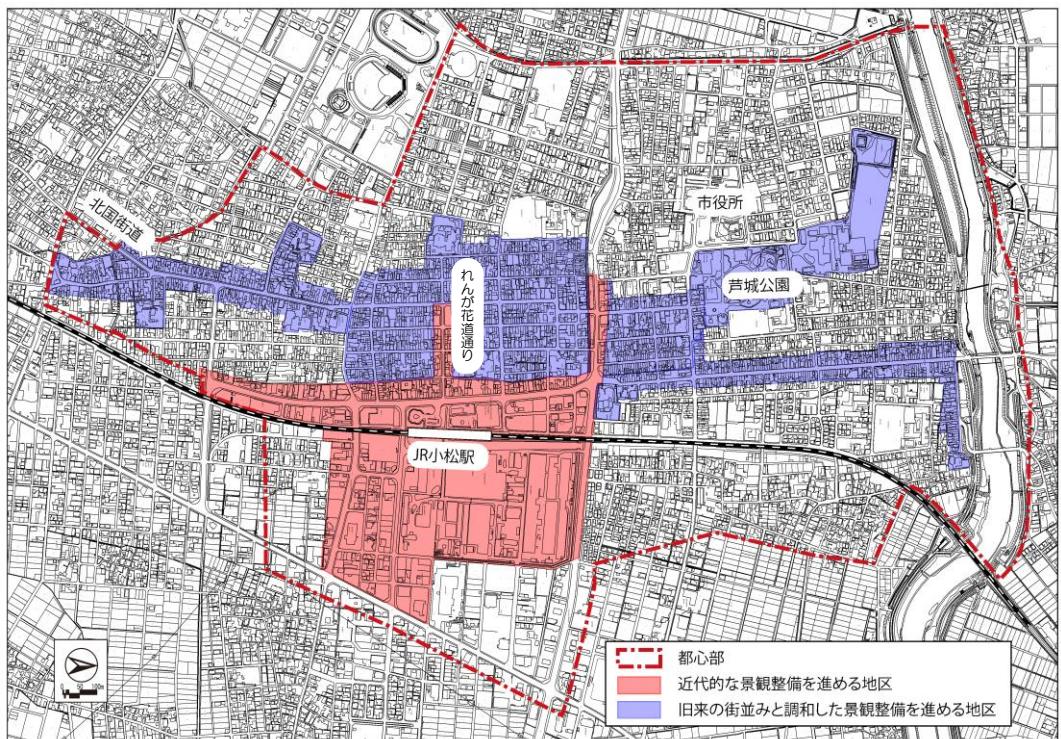
■ 近代的な景観整備を進める地区

- ・ 小松駅を中心に小松の顔となるシンボル的な都市景観づくりを進めます。
- ・ 商店街では、建物外観や看板等に高いデザイン性を取り入れ、賑わいのある個性豊かな景観づくりを進めます。
- ・ 店先、窓辺等の緑化推進に努めます。

■ 旧来の街並みと調和した景観整備を進める地区

- ・ 町家や寺院等の伝統的な木造建造物を保全・活用するとともに、商店等が改築、改装や新築等を行う際は、これらと調和した街並み景観になるよう誘導します。
- ・ 旧北国街道沿いでは、建造物等がもつ歴史的イメージを大切にした景観形成を図ります。
- ・ 梶川周辺地域では、自然景観の眺望と歴史を活かした水辺の景観づくりを進めます。
- ・ 小松城址などの歴史的資源を保全・活用した景観づくりを進めます。

都心部



小松駅



れんが花道通り



中町の街並み



大川町の街並み

② 粟津駅周辺部

[位置]

粟津駅周辺と小松短期大学、粟津公園、国道 305 号沿線等を含む市街地

[景観特性及び課題]

粟津駅東側では、駅を中心に店舗や住居が集積しており、駅前広場につながる道路や沿道建物の修景により明るく快適な景観づくりが求められます。

また駅西側は、コマツ粟津工場、小松短期大学、粟津公園等が立地し、緑を地域の景観資源として保全、育成することが求められます。

[基本目標]

産・学・商の拠点として、明るく活気に満ちた景観づくり

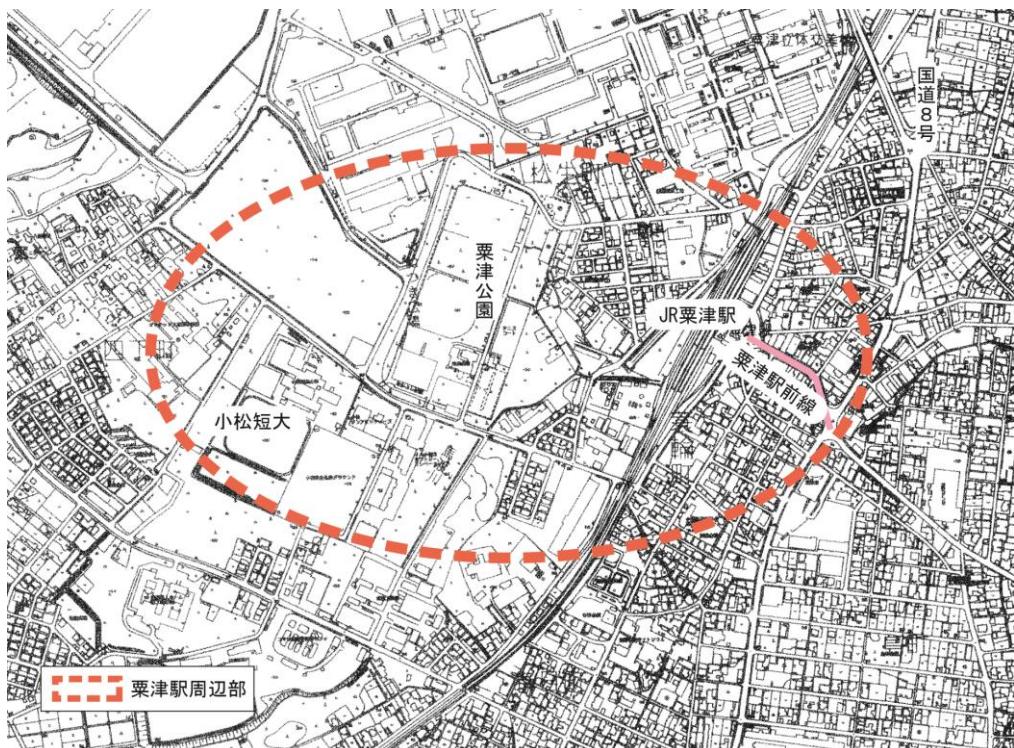
[基本方針]

- ・ 高校生や短大生のような若者や、通勤者らが行き交う交流空間として、明るく快適な緑あふれる景観づくりを進めます。
- ・ 歩いて楽しい回遊性の高い市街地景観づくりを促進します。
- ・ 心がなごむ緑のネットワークを形成します。

[取り組みの方向]

- ・ 粟津駅前から国道 305 号を中心に、粟津駅へのエントランス空間としてシンボル的景観形成を図ります。
- ・ 建築物や屋外広告物等については、街並みの統一感に配慮した位置、形態、色彩にするよう努めます。
- ・ 商店街においては、買い物や散策が楽しくなるような、歩行者に配慮した景観づくりを進めます。
- ・ 粟津公園、小松短期大学、コマツ粟津工場周辺は、緑化を推進し、景観の連続性を高める景観づくりを進めます。

粟津駅周辺部



粟津公園



コマツ粟津工場



粟津駅



小松短期大学

2) 平地部

[位置]

市街地や山間部を除いて小松市内のほぼ全域に広がる良好な田園・集落・畠地

[景観特性及び課題]

広大な田園とその中に位置する集落地は、背景となる白山眺望と調和した伸びやかな景観を有しており、生産活動を通じて人々が自然と向き合い、そこからつくり出されるこれらの景観は、本市の原風景、ふるさとを印象づけていることから、その保全と良好な土地利用が求められます。

[基本目標]

四季の変化と素朴な味わいを醸し出す田園集落景観づくり

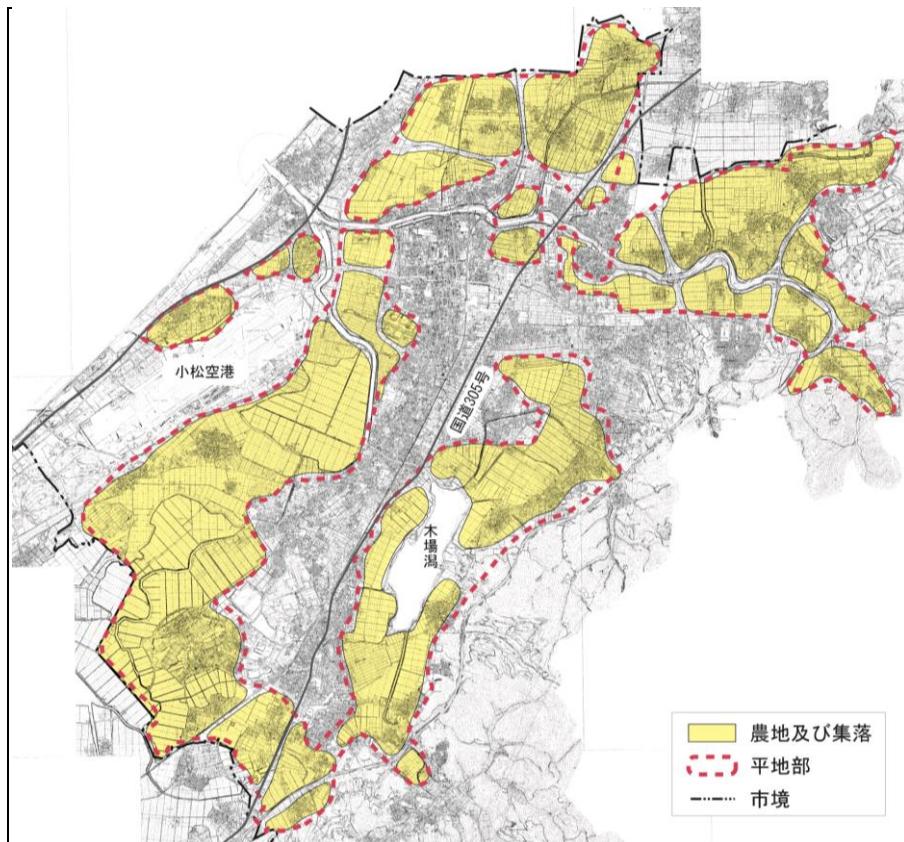
[基本方針]

- 季節に応じて豊かに変化する田園集落景観の保全・継承を目指します。
- 白山の美しい山並みや、加賀平野を見渡す眺望景観の保全を図ります。
- 都市的土地区画整理事業と農業的土地利用の調和のとれた景観づくりを進めます。

[取り組みの方向]

- 集落の神社や寺院にある緑、集落内の屋敷林、生け垣、石垣等の保全に努めます。
- 集落内や田園地帯を流れる小河川や用水路等を親水空間として、その保全、整備を進めます。
- 山並み、丘陵の良好な眺望を損なうことがないように、建築物等は、周辺環境と調和するように配慮します。
- 開発にあたっては、周辺環境と調和するよう、建築物の形態や緑量の確保に配慮します。

平地部



徳橋神社周辺



末広緑地



田園風景

3) 海岸部

[位置]

日本海に面する海岸線一帯

[景観特性及び課題]

北前船で栄えた当時の面影が残る安宅町、歌舞伎「勘進帳」の舞台となった安宅の関、梯川河口の水辺空間、海岸沿いに広がる松並木が特徴ある景観を形成しており、美しい自然景観と調和した景観づくりが求められます。

[基本目標]

広大な日本海を望み、豊かな自然と先人の足跡を体感する景観づくり

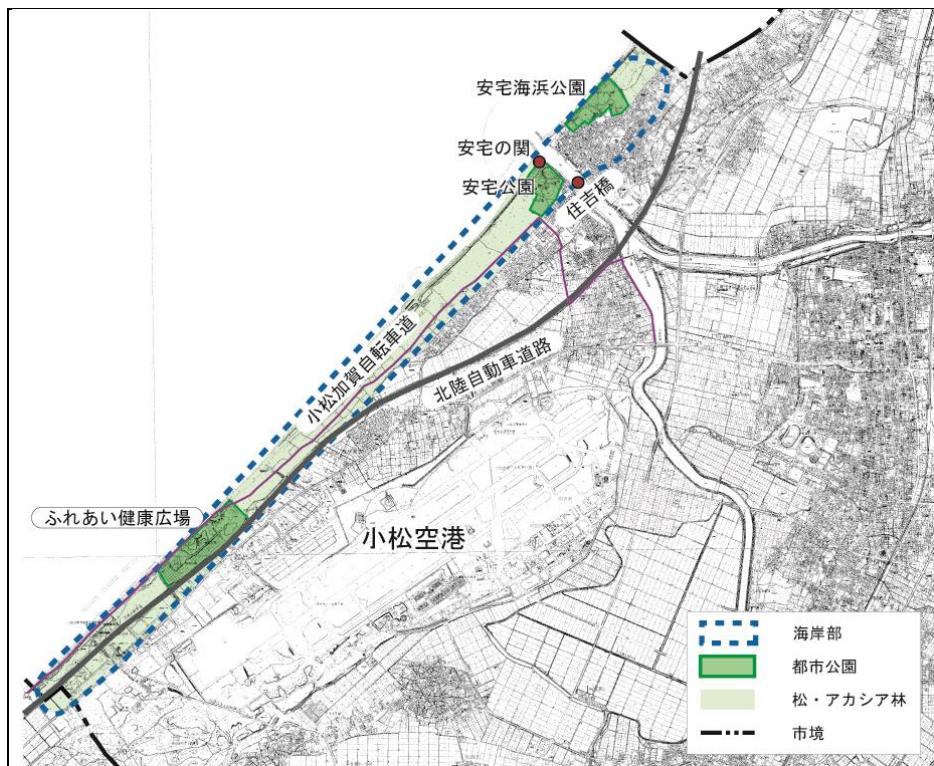
[基本方針]

- ・ 海岸線が織り成す美しい自然景観の保全を図ります。
- ・ 歴史的資源や街並みを保全・活用するとともに、自然景観との調和にも配慮した景観づくりを進めます。
- ・ 海辺景観の向上を図ります。

[取り組みの方向]

- ・ 安宅海岸における日本海、梯川河口における白山の各眺望ポイントの保全・整備を進めます。
- ・ 海岸線の黒松林は、美しい景観の保全に努め、自然とのふれあい景観として修景整備を図ります。
- ・ 安宅海浜公園とふれあい健康広場は、海岸線の良好な景観の役割を担う空間として整備を図ります。
- ・ 歴史的資産や伝統的な建造物は、景観の連続性に配慮した景観づくりを進めます。
- ・ 海岸景観を向上させるため、海岸や河川の水質浄化や官民一体となった美化活動を推進します。

海岸部



安宅の関



安宅町の街並み



加賀海岸

4) 丘陵部

[位置]

小松市東南部に広がる丘陵地で、東部丘陵地や栗津温泉周辺部

[景観特性及び課題]

平地部を緑の帶で縁どる地域であり、中央を走る加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線は、石川県が定める屋外広告物の禁止地域、景観形成重要地域及び特別地域に指定され、緑豊かな自然環境が保全されています。

丘陵斜面は、山裾市街地の貴重な借景となっており、開発にあたっては、良好な環境の保全に留意する必要があります。

[基本目標]

豊かな自然環境と健康づくりや観光、福祉など多様な機能が調和する景観づくり

[基本方針]

- ・ 市街地から丘陵部への眺望、国道8号小松バイパスから市街地への眺望にそれぞれ配慮した景観づくりを進めます。
- ・ 丘陵地において開発する際は、良好な景観の保全に努めます。
- ・ 栗津温泉では、豊かな緑を保全・維持していくとともに、風情ある温泉街の景観づくりを目指します。

[取り組みの方向]

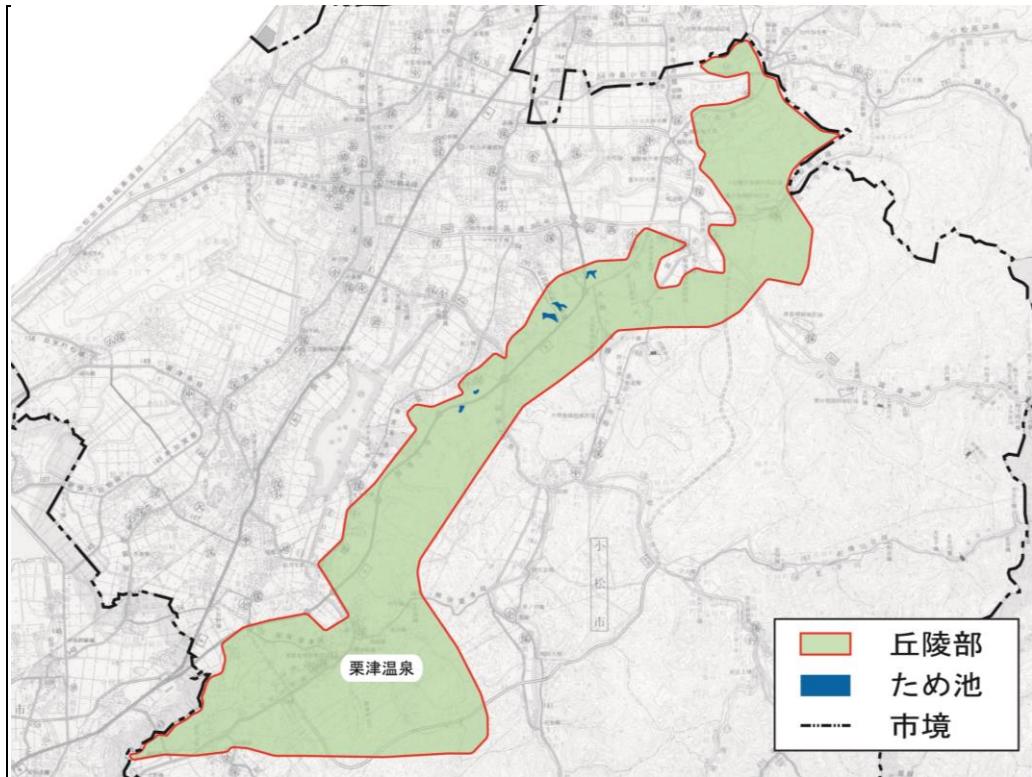
■ 東部丘陵地

- ・ 建造物等の建築にあたっては、背景となる山林の緑との調和に配慮します。
- ・ 森林伐採や土砂採取等を行った場合、景観の原状回復を図ります。
- ・ 点在するため池は、親水空間として保全と整備を進めます。

■ 栗津温泉周辺地区

- ・ 温泉内の建物や屋外広告物は、デザイン、高さ、色彩等を整えることにより、緑との調和を図ります。
- ・ 浴客らがそぞろ歩きを楽しめる里山に囲まれた風情のある温泉街の景観まちづくりを進めます。

丘陵部



粟津温泉



憩いの森のため池

5) 山間部

[位置]

小松市東南部の丘陵地に隣接した小松市境にまで広がる森林ゾーン

[景観特性及び課題]

豊かな緑と水が織りなす自然景観地にアウトドアの娯楽施設や観光施設が点在しており、背景となる自然景観との調和を考慮した景観づくりが求められます。

[基本目標]

緑豊かな山間及びリゾートエリアの景観づくり

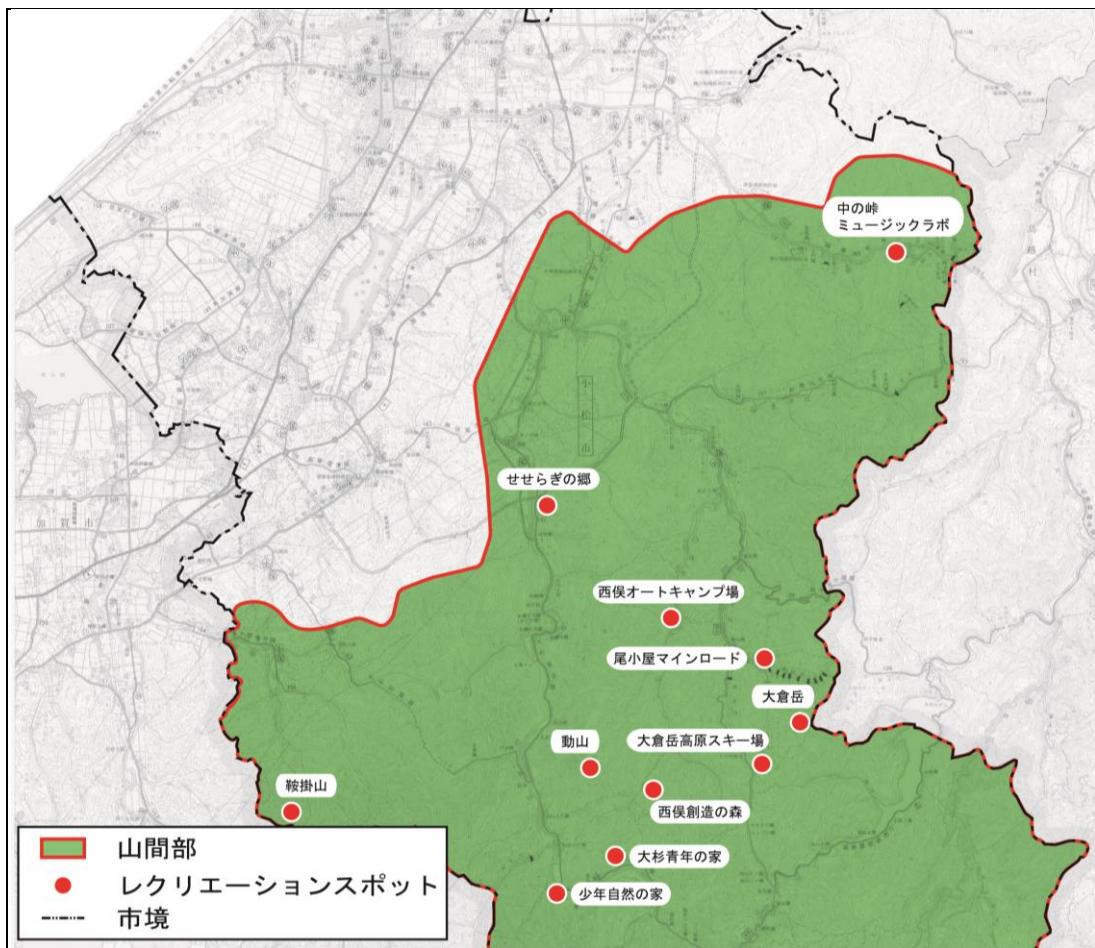
[基本方針]

- ・ 緑豊かな山間の自然景観を尊重しながら、自然と親しめる景観づくりを進めます。
- ・ 素朴な山村集落の良さを活かした景観づくりを進めます。

[取り組みの方向]

- ・ 開発や建造物の建築にあたっては、背景となる山林の緑や周辺環境との調和に配慮します。
- ・ 大杉谷川等の河川沿いでは、水辺空間としての景観向上を図ります。
- ・ 市街地や日本海等に向けて良好な眺望景観が得られるポイントでは、展望点としての整備を進めます。
- ・ 集落内における寺社等の歴史的資源は、環境整備を図り、集落景観の向上を促進します。
- ・ 滝ヶ原町や觀音下町等に現存する石材切り出し産業遺構や石橋などの近代化遺産を有する山間集落では、文化的景観としての環境整備や景観整備にも配慮を図ります。

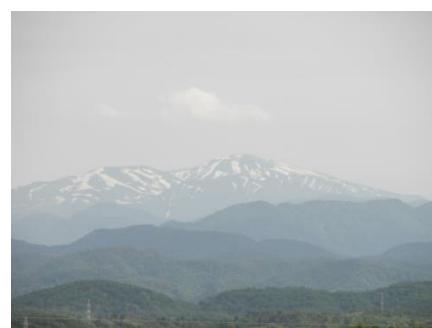
山間部



大倉岳高原スキー場



荒俣峡



山並み

6) 潟周辺部

[位置]

木場潟及び木場潟公園を含む周辺部

[景観特性及び課題]

木場潟は、ほぼ自然の姿で残された県内唯一の潟であり、周囲を取り巻く水田と一体となって水と緑の水郷景観を残しています。特に木場潟から望む白山の雄姿は絶景であり、また、石川県においても白山眺望を保全する代表的な地域として指定されていることから、今後ともその眺望や周辺環境を積極的に保全・整備していく必要があります。

潟の水質悪化に伴い、花や水性植物で覆われた水際景観が見られなくなっています。水質浄化策の推進が望まれています。

[基本目標]

卓越した白山眺望を尊重した水辺の景観づくり

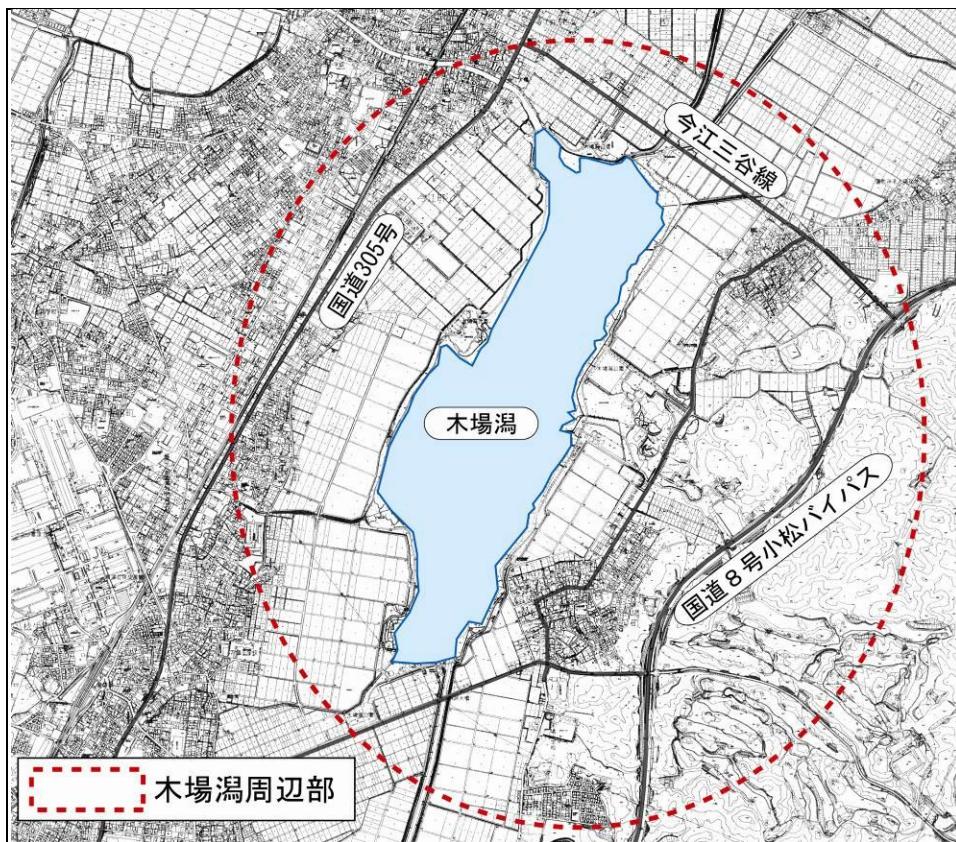
[基本方針]

- ・ 白山眺望の景観保全を図ります。
- ・ 美しい自然、レクリエーション景観の保全・整備を図ります。
- ・ 水辺景観の向上を図ります。

[取り組みの方向]

- ・ 白山の眺望ポイントや木場潟公園を積極的に保全・整備します。
- ・ 建築物や屋外広告物等については、白山眺望や周辺の景観を損なうことのないよう、高さや規模、形状、色彩等に配慮します。
- ・ 潟周辺の丘陵部の保全や緑量の確保を図ります。
- ・ 潟辺の良好な田園風景を保全するため、乱開発の抑制や休耕田の修景を図ります。
- ・ 木場潟へのアクセス道路等に植栽するなどして、良好な景観の連続性を創出します。
- ・ 湖面景観を向上させるため、木場潟の水質浄化や官民一体となった美化活動を強化します。
- ・ かつての加賀三湖（木場潟・柴山潟・今江潟）と人々との関わりを生かした水郷風景の再生を目指したまちづくりを進めます。

潟周辺部



木場潟公園

7) 空港周辺部

[位置]

小松空港と航空プラザを含めた周辺部

[景観特性及び課題]

北陸を代表する国際交流拠点である小松空港が立地し、空港の展望デッキからは、広大な滑走路に離着陸する飛行機や白山の遠望を楽しむことができます。

初めて訪れる人には、特に心に残る市街地景観であることから、アクセス道路沿いの屋外広告物の乱立など、景観阻害要因を取り除くように努め、好印象を与える景観づくりが求められます。

[基本目標]

人とモノの国際交流拠点にふさわしい景観づくり

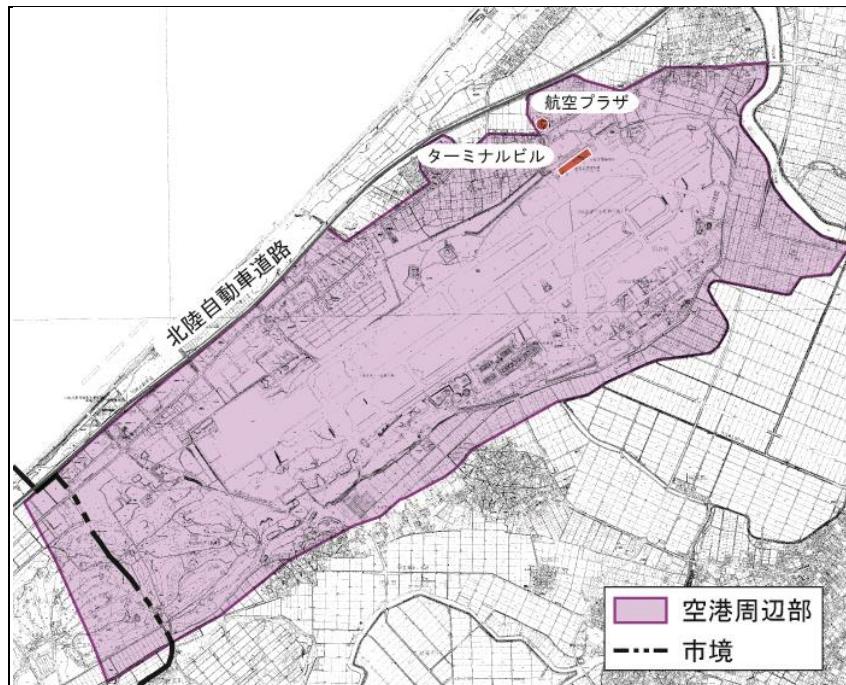
[基本方針]

- ・ 北陸の空の玄関口にふさわしいグレードの高い景観づくりを進めます。
- ・ 空港周辺からの白山眺望、飛行機離発着時の上空からの眺望景観の向上を図ります。

[取り組みの方向]

- ・ 経済・文化交流ゾーンであるF A Z（輸入促進）地区等では、交流拠点にふさわしいシンボル的な景観を創出します。
- ・ 建築物や屋外広告物等においては、デザイン、色彩、形状等に配慮し、沿道景観の向上を図ります。
- ・ 空港周辺の白山の眺望ポイントでは、視点場の保全と整備に努めます。
- ・ 上空からの眺望を考慮し、空港周辺の建築物の屋根や外壁等は、奇抜な色彩や形状を避けるとともに、資材等の野積みなどで美観を損なわないように配慮します。

空港周辺部



小松空港



空港周辺



石川県立航空プラザ

8) 幹線道路軸

[位置]

広域交通や交通拠点アクセスを担う路線で、国道305号線、加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス、空港軽海線、小松インターハ里線、南加賀道路の各沿線

[景観特性及び課題]

道路は、都市活動や日常生活を営む上で最も身近な公共施設であり、その公共空間は景観形成に重要な役割を担っています。特に、広幅員を有する主要幹線道路は、景観軸を形成する上で重要な施設であり、地区により大規模な法面や構造物など、周辺景観に大きな影響を与えることから、沿道特性に配慮した整備が求められます。

道路沿いの建物も道路と一体となって魅力ある都市景観を形成する上で重要であり、屋外広告物や建物デザイン等に配慮する必要があります。

[基本目標]

美観と機能性を備えた快適で良質な道路景観づくり

[基本方針]

- ・ 沿道特性に応じ、植栽、歩道修景、電線類地中化など、魅力ある道路空間を形成します。
- ・ 沿道の建物修景や屋外広告物の美観などを誘導し、街並みや沿道景観の向上を図ります。
- ・ 各路線からの良好な眺望景観を保全・活用します。

[取り組みの方向]

■ 国道305号

- ・ 屋外広告物の乱立している区間では、秩序ある景観への理解と協力を求めます。
- ・ 白山眺望の望める空間では、眺望景観を損なわないよう、沿道の建物などの高さ、デザイン、色彩等を誘導します。

■ 加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス

- ・ 丘陵地の緑に包まれ、車窓から市街地や田園風景を一望できるなど、良好な景観と眺望に恵まれており、適正な沿道土地利用の誘導と緑の保全により、沿道景観を維持・向上していきます。

■ 空港軽海線

- ・ 小松空港並びに中心市街地へのエントランス道路であり、花や緑で道路景観の向上を図ります。

- 中心市街地では、九竜橋川修景と一体となり、グレードの高い道路空間を創造するとともに、沿道の建物や看板類のデザインなどを誘導します。

■ 小松インター八里線、南加賀道路

- 大部分がのどかな田園風景に包まれており、適正な沿道土地利用の誘導と街路樹の拡充により沿道景観を維持・向上していきます。
- 屋外広告物が乱立するインター周辺の沿道景観を改善します。

幹線道路軸



空港軽海線



加賀産業開発道路

9) 河川軸

[位置]

日本海と山麓を結ぶ主要河川である梯川をはじめ、前川、古川、九竜橋川沿い

[景観特性及び課題]

梯川など市内の大小河川は、山から海へと変化に富む地形に沿い、溪流から穏やかな水面へと姿を変え、特徴ある景観軸を構成しています。

この水辺空間は魚類や鳥類にとって貴重な空間であるとともに、市民にとっても大切な自然とふれあう空間であるため、生態系とのバランスに配慮した整備、水質の浄化、ゴミ捨て防止を図る美化対策などが求められます。

一方、九竜橋川のような中心街の河川においては、川沿いの散策路の整備や護岸修景など水辺景観の向上が望まれます。

[基本目標]

美しさと潤いのある水辺の景観づくり

[基本方針]

- ・ 梯川、前川沿線では、市街地内は、親水空間としての景観づくり、山間部では、里山空間としての景観づくりを進めます。
- ・ 古川、九竜橋川沿線では、都市空間にふさわしい水辺景観づくりを進めます。

[取り組みの方向]

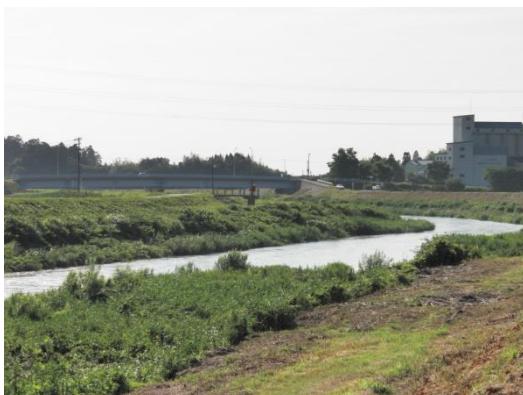
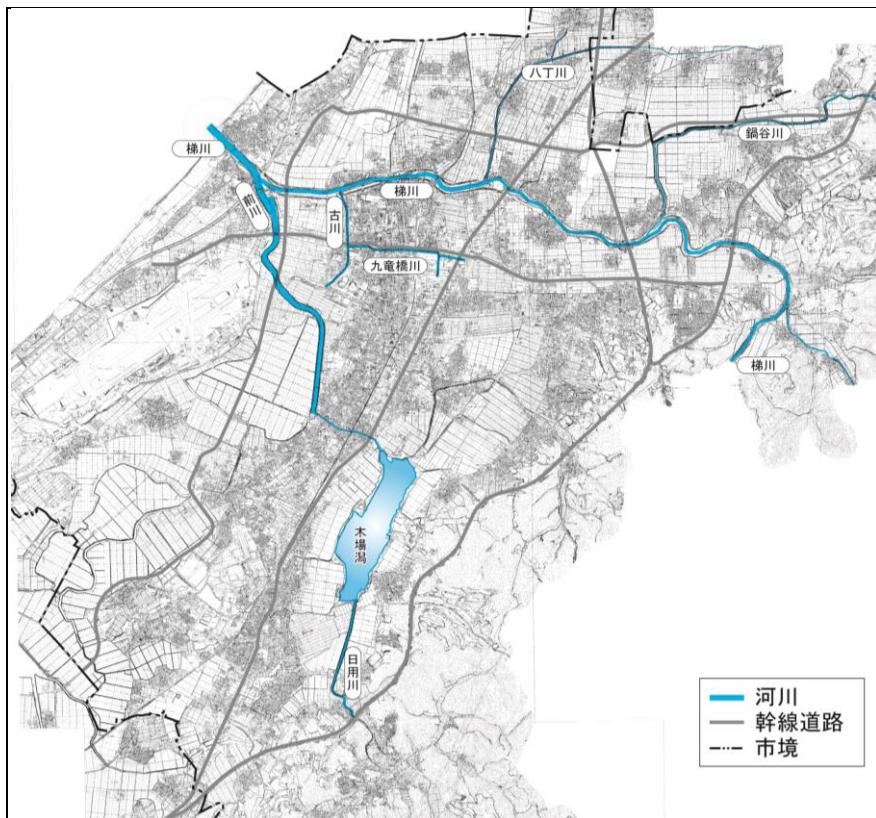
■ 梯川、前川沿い

- ・ 沿線には、白山の優れた眺望ポイントが点在することから、視点場の保全と整備を進めます。
- ・ 河川改修に合わせ、親水空間を確保していくとともに、橋のデザイン化や並木の植栽等を進めます。
- ・ 山間部や河口部では、現在の良好な自然景観が保全されるよう、美化活動等で地域住民との連携を進めます。

■ 古川、九竜橋川沿い

- ・ 市民の親水空間として、橋のデザイン化や並木の整備、護岸の修景等により、景観の向上を図ります。
- ・ 水辺景観を向上させるため、官民一体となった川の浄化・美化活動を推進します。

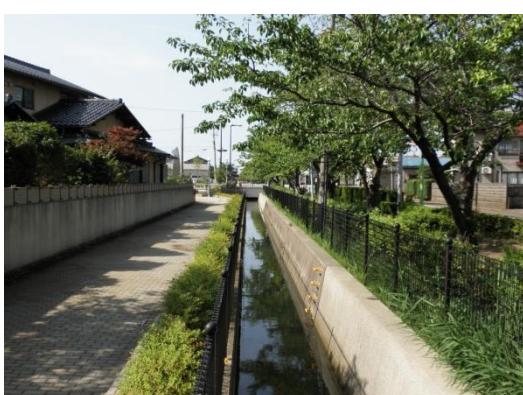
河川軸



梯川



九竜橋川



古川



前川

第2章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第3号]

1 行為の制限に関する区域区分の方針

本計画では、石川県が平成20年7月に策定した「いしかわ景観総合計画」に基づく「景観計画区域」「景観形成重要地域」「特別地域」を基本に、小松市独自の特色ある景観誘導を図る地区として「景観形成促進地区」を追加します。

景観形成促進地区には、中心市街地の景観まちづくりを対象とした「まちづくり誘導地区（近代的景観地区、伝統的景観推進地区及び伝統的景観重点地区）」及び地域住民の自主的な景観まちづくりを対象とした「まちづくり協定地区（景観まちづくり推進地区及び景観まちづくり重点地区）」の2つの地区を設定します。

景観形成を図る区域等の設定

区域等		範囲	
景観計画区域		市全域	
景観形成重要地域		加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線地域 小松空港周辺地域 北陸自動車道沿線地域 加賀海岸地域	道路両側2km 道路両側500m 道路両側500m 陸側500m、海側1km
特別地域		加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線地域	道路両側100m
景観形成促進地区	まちづくり 誘導地区	近代的景観地区	駅西、駅東及び駅前大通り商店街地区計画区域等
	まちづくり 誘導地区	伝統的景観推進地区	伝統的景観重点地区を除く北国街道沿いの小松駅周辺の中心市街地及び小松城址地区
	まちづくり 誘導地区	伝統的景観重点地区	北国街道沿いの曳山八町を中心とした地区
協定地区	まちづくり 誘導地区	景観まちづくり 推進地区	大川町地区（令和7年8月19日廃止）、 今江町地区（令和7年12月22日廃止）
	まちづくり 誘導地区	景観まちづくり 重点地区	材木町地区（令和6年7月31日廃止）、 栗津町地区、龍助町・西町地区

備考

- 白山眺望に関する「眺望景観保全地域」及び「特別地域」は、「いしかわ景観総合条例」

に基づき、石川県において「石川県眺望計画」に定める規制誘導を図ります。

- 2 屋外広告物は、石川県において「いしかわ景観総合条例」に基づく規制誘導に加え、本計画で市独自の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項を定め、建築物等との一体的な規制誘導に配慮します。

景観類型と区域区分の関係

景観類型	区域区分	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域	まちづくり誘導地区		まちづくり協定地区	
					近代的景観地区	伝統的景観推進(又は重点)地区	景観まちづくり推進地区	景観まちづくり重点地区
都市部	○	○						
都心部	○	○			○	○	○※3	○※1
粟津駅周辺部	○	○						
平地部	○	○						
海岸部	○	○						
丘陵部	○	○	○					○※2
山間部	○	○						
潟周辺部	○	○	○				○※4	
空港周辺部	○	○						
幹線道路軸	○	○	○		○	○	○※5	
河川軸	○	○	○		○	○	○※6	

※1 (材木町令和6年7月31日廃止、龍助町・西町) ※2 (粟津町)

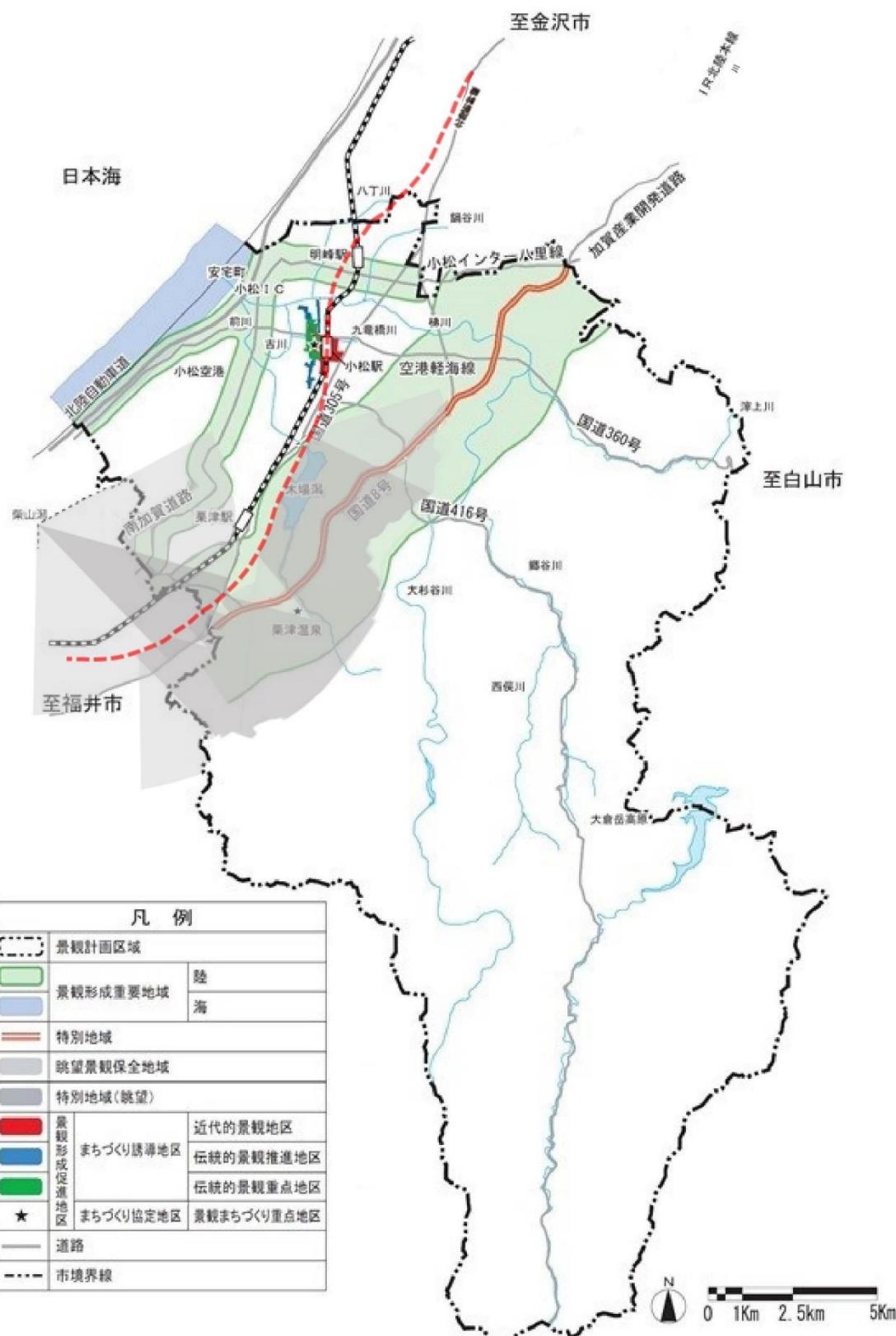
※3 (大川町令和7年8月19日廃止) ※4・5 (今江町令和7年12月22日廃止)

※6 (大川町令和7年8月19日廃止、今江町令和7年12月22日廃止)

景観形成基準の考え方（石川県景観計画との対比）

石川県景観計画 小松市景観計画			景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
景観計画区域			○		
景観形成重要地域				○	
特別地域					○
景観形成促進地区	まちづくり 誘導地区	近代的景観地区		○	
		伝統的景観推進地区		○	
		伝統的景観重点地区			○
	協定地区	景観まちづくり 推進地区	各地区的景観まちづくり基準による		
		景観まちづくり 重点地区			

景観形成ゾーニング



2 届出等対象行為

各区域等に応じて、次の規模に該当する建築物や工作物の新築、増改築等や開発行為を行う際は、届出が必要となります。

区域等	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域	景観形成促進地区			
				まちづくり誘導地区		まちづくり協定地区	
				近代的景観地区及び伝統的景観推進地区	伝統的景観重点地区	景観まちづくり推進地区	景観まちづくり重点地区
建築物の建築等	高さ 13m超 又は 建築面積 1, 000 m ² 超	高さ 13m超 又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m超 又は 建築面積 200 m ² 超	高さ 13m超 又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m超 又は 建築面積 200 m ² 超		
工作物の建設等	高さ 13m超	高さ 13m超	高さ 10m超	高さ 13m超	高さ 10m超		各地区的景観まちづくり基準による
開発行為	開発面積 1ha 超	開発面積 1ha 超	開發面積 0.3ha 超	開發面積 1ha 超	開發面積 0.3ha 超		

備考

- 「建築物の建築等」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- 「工作物の建設等」とは、小松市景観条例第2条第4号に規定する工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- 「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- 工作物の建設等において、工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが 13m 又は 10m を超えるものも届出の対象に含まれます。
- 白山眺望に関する「眺望景観保全地域」及び「特別地域」における一定の行為について、石川県で定める「いしかわ景観総合条例」に基づく「石川県眺望計画」に関する届出が必要となる場合があります。

石川県眺望計画

	眺望景観保全地域	特別地域
建築物の建築等	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m超又は 建築面積 200 m ² 超
工作物の建設等	高さ 13m超	高さ 10m超
開発行為	開発面積 1 ha 超	開発面積 0.3ha 超

※ 特別地域は、段階的な高さ制限があります。木場潟（30m以下、20m以下、15m以下）
柴山潟（30m以下、20m以下）北陸新幹線（30m以下、20m以下、15m以下、13m以下、10m以下）

- 6 高さが 60mを超える建築物や工作物の建築等の行為について、石川県で定める「いしかわ景観総合条例」に基づく「特定建築物等景観影響評価指針」に関する景観影響評価が必要となる場合があります。
- 7 建築物等の色彩の基準が指定されている地域等は、「3 景観形成基準」を参照してください。
- 8 届出等の対象となる規模未満の行為であっても、周辺の景観との調和にできるだけ配慮するよう努めてください。

3 景観形成基準

景観形成基準は、本計画の景観形成方針を具体的に進めるための基準であり、建築物や工作物の建築等の行為が、周辺の景観と調和するように、配慮すべき事項について定めています。届出の対象となる行為をしようとする場合は、次の事項を遵守しなければなりません。また、この基準は、全ての範囲が一律に適用されるものではなく、それぞれの区域等に応じて適用される内容が異なることがあります。

なお、まちづくり協定地区内における行為は、当該地区で別に定める基準を適用することになります。

下表では、景観計画区域（・）に加え、景観形成重要地域（○）、特別地域（◎）の順にそれぞれ基準が上乗せされます。なお、P32 の景観形成基準の考え方に基づき、近代的景観地区及び伝統的景観推進地区は、景観形成重要地区（○）の景観形成基準を適用します。また、伝統的景観重点地区は、特別地域（◎）の景観形成基準を適用します。

■ 建築物及び工作物

項目	景観形成基準
	<ul style="list-style-type: none">・ 道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。・ 敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。・ 敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。
位置	<ul style="list-style-type: none">○ 優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。
・ 規模	<ul style="list-style-type: none">○ 敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。○ 調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。○ 山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。○ 既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。○ 優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。○ 公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。

形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。 市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。 <p><input type="radio"/> 自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。 <p><input type="radio"/> 農村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</p> <p><input type="radio"/> ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</p>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。 敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。 <p><input type="radio"/> 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</p> <p><input type="radio"/> 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（イ）欄のとおりとする。</p> <p><input type="radio"/> 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（ロ）欄のとおりとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。また、できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等の活用に配慮する。 長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 <p><input type="radio"/> 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
材料	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。 <p><input type="radio"/> 敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</p>
植栽	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。 ○ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 ・ 共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。 ・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・ 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事柵等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

■ 開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模なり面が生じないよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮した植栽計画とする。

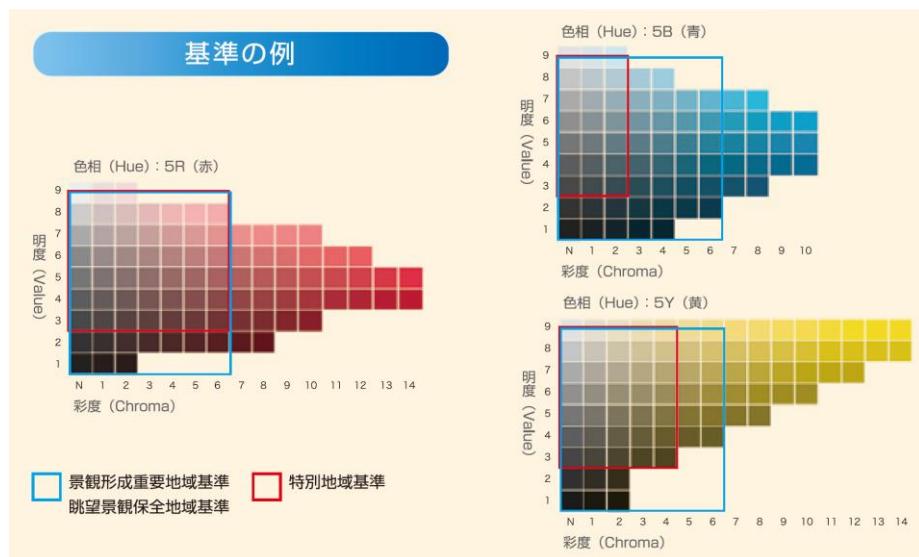
■ 別表（色彩の数値基準）

	基準（イ）	基準（ロ）		
色相	全色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他
明度	8.5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

備考 建築物及び工作物の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）が表示されたもので、上記に示す範囲の色彩を使用する。ただし、次に掲げる場合には使用しない。

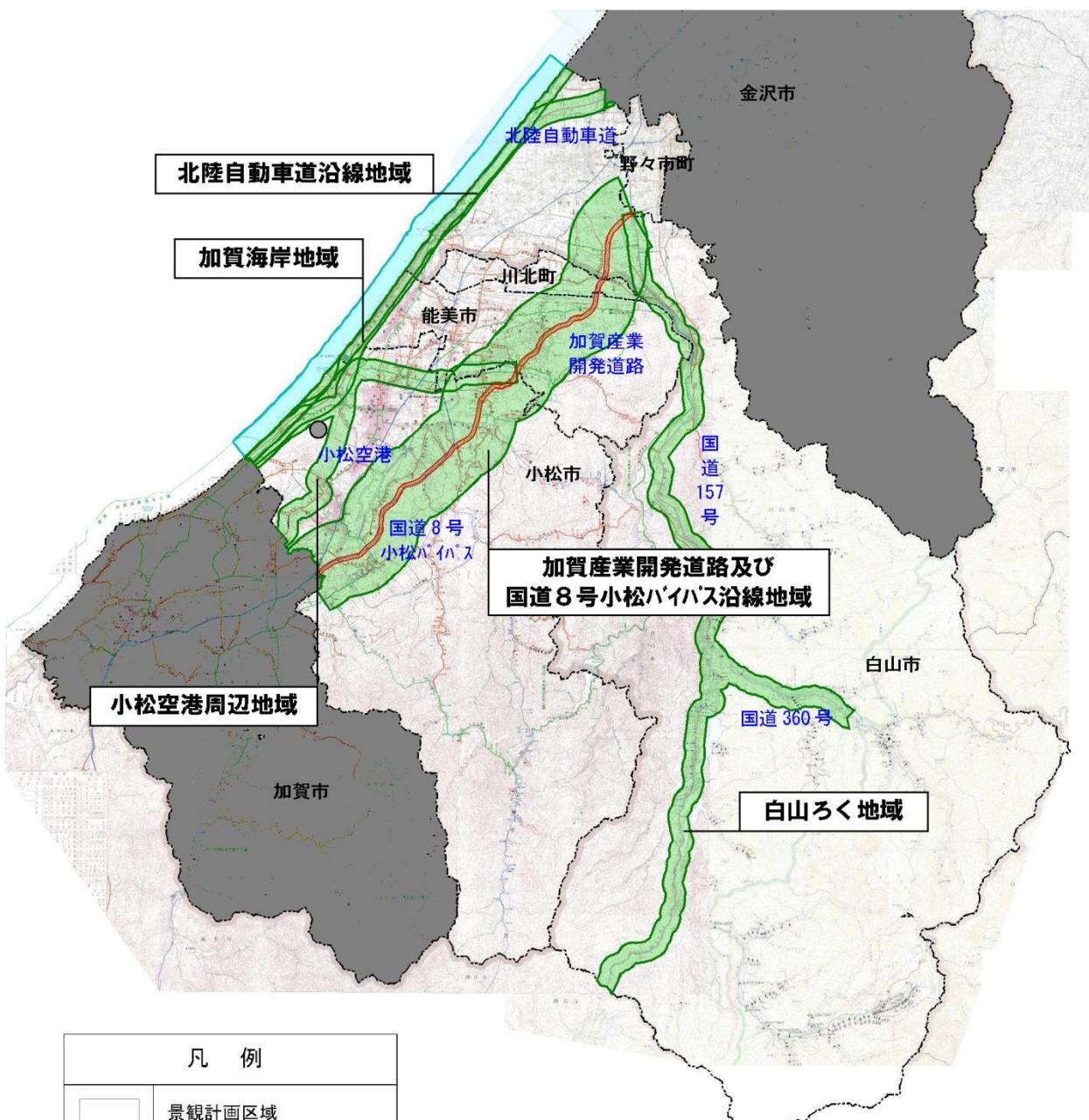
- (1) 材料本来の色彩で、表面に着色していない場合
- (2) 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- (3) 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

色彩基準の例



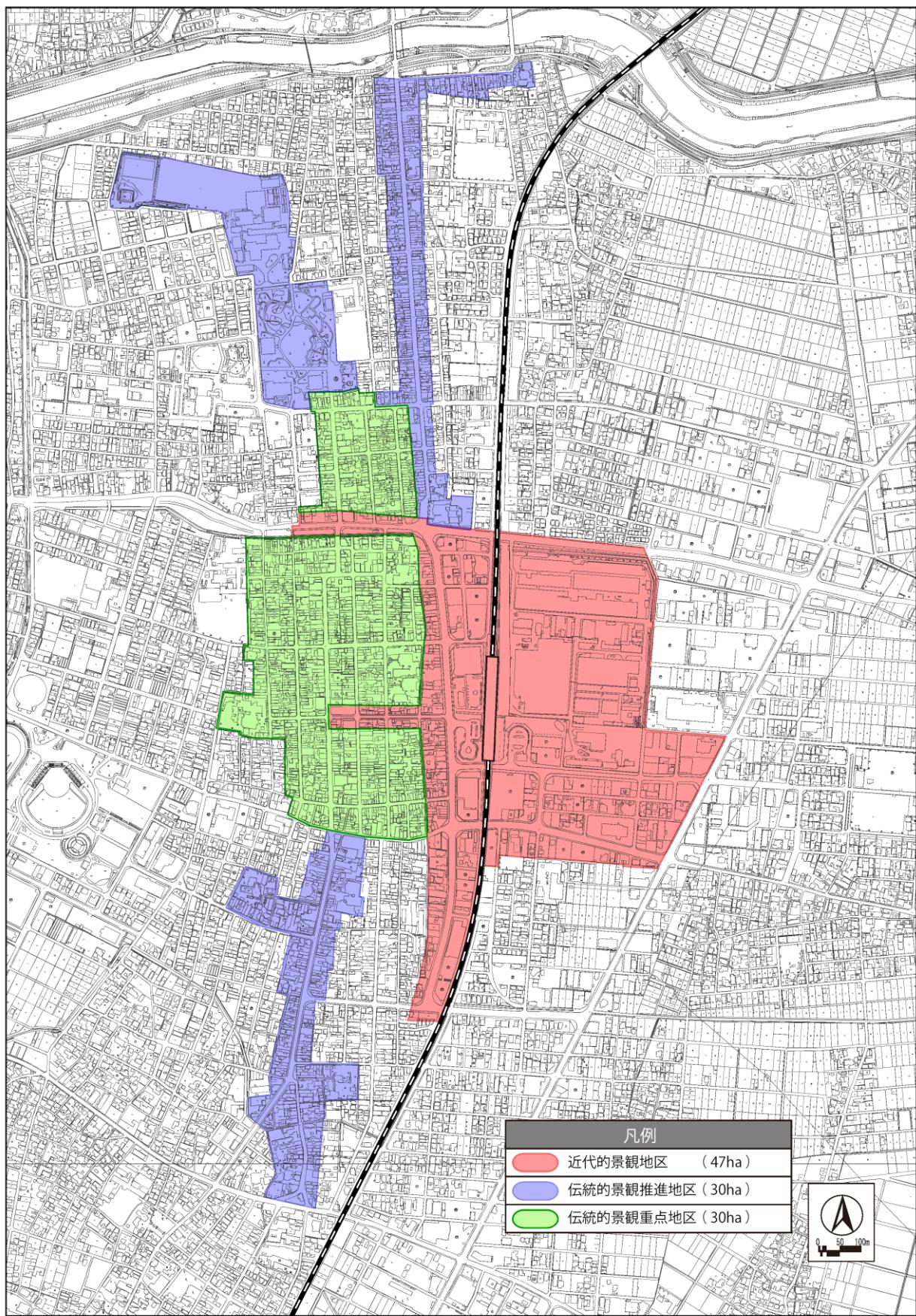
区域図

景観計画区域、景観形成重要地域、特別地域



凡 例	
	景観計画区域
陸 海	景観形成重要地域
	特別地域
	景観行政団体(市町)の区域

まちづくり誘導地区（近代的景観地区、伝統的景観推進地区及び伝統的景観重点地区）

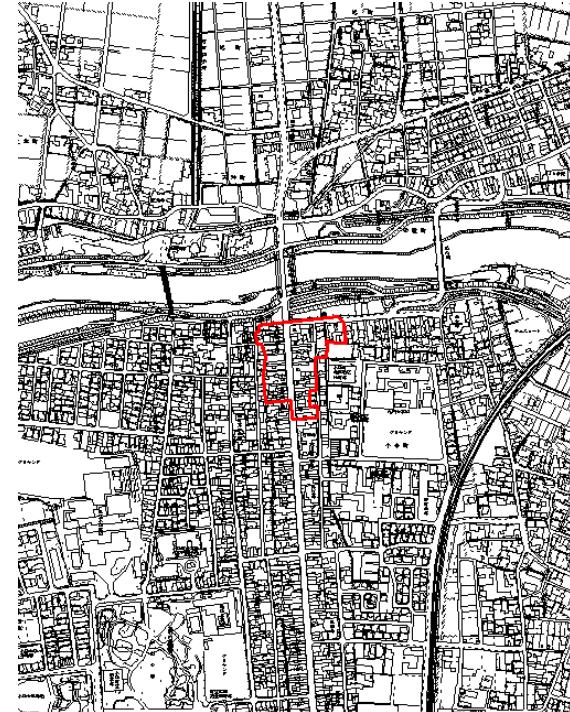


まちづくり協定地区（景観まちづくり推進地区及び景観まちづくり重点地区）

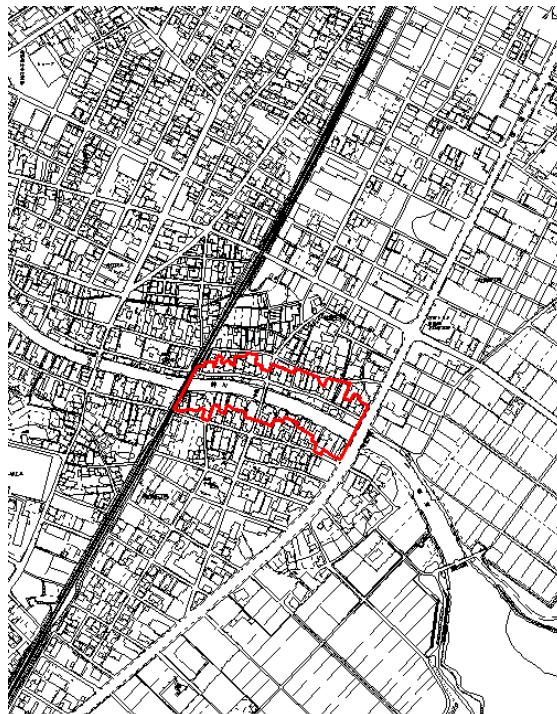
材木町（重点）令和6年7月31日廃止



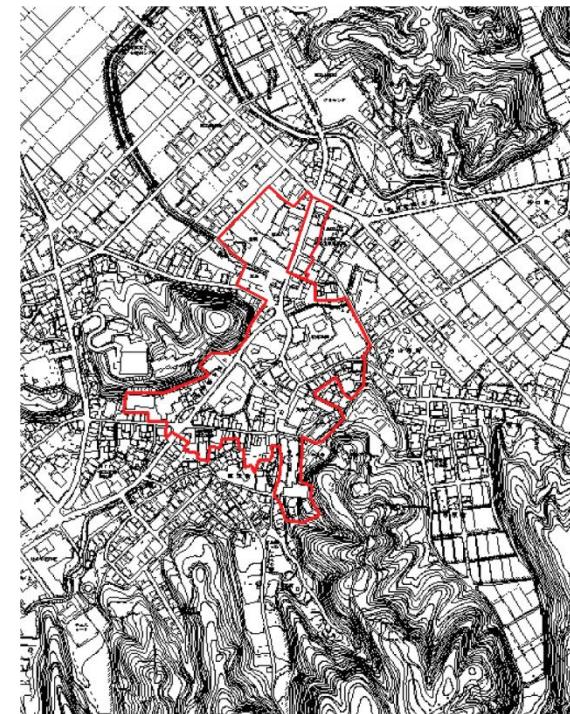
大川町（推進）令和7年8月19日廃止



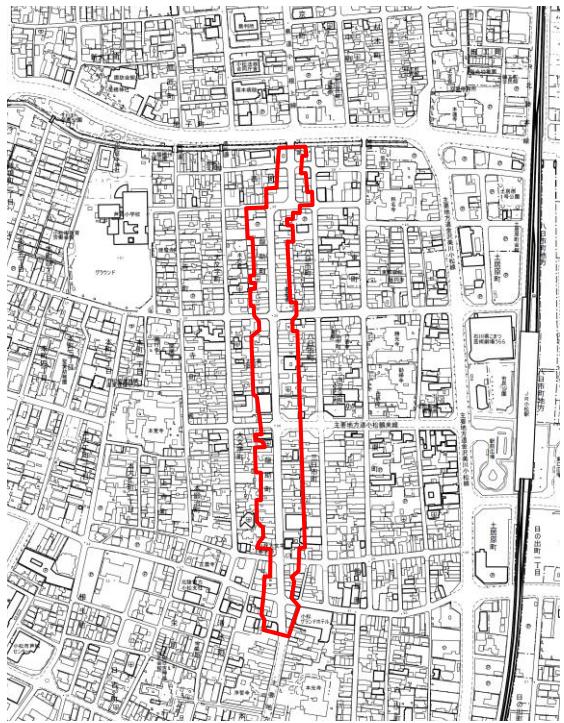
今江町（推進）令和7年12月22日廃止



栗津町（重点）令和4年4月15日区域変更



龍助町・西町（重点）



(参考) 石川県眺望計画における白山眺望（木場潟・柴山潟及び北陸新幹線）の景観形成基準

(○は眺望景観保全地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

■ 建築物及び工作物

項目	景観形成基準
位置	○ 視点場からの眺望景観を損なうことのない位置・高さとするよう配慮する。
規模 (高さ)	◎ 視点場から最も近い中間山地(能美・江沼丘陵)の稜線を切らない位置・高さとする。(別図のとおり)
形態 意匠	○ 周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ○ 自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ○ 勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とする。
色彩	○ 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表(イ)欄のとおりとする。 ○ 多くの色やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。 ○ 建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表(ロ)欄のとおりとする。
材料	○ 周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ○ 耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 ○ 金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
植栽	○ できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けるよう配慮する。 ○ 植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ○ 建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
その他	○ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ○ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

■ 開発行為

項目	景観形成基準
盛土	○ 木場潟(又は柴山潟)の湖岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土を行わないよう配慮する。
切土	○ 土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。 ○ 自然など既存の地形を活かした計画となるよう配慮する。
のり面	○ 大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ○擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	○ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。

	○ 景観に配慮した植栽計画とする。
--	-------------------

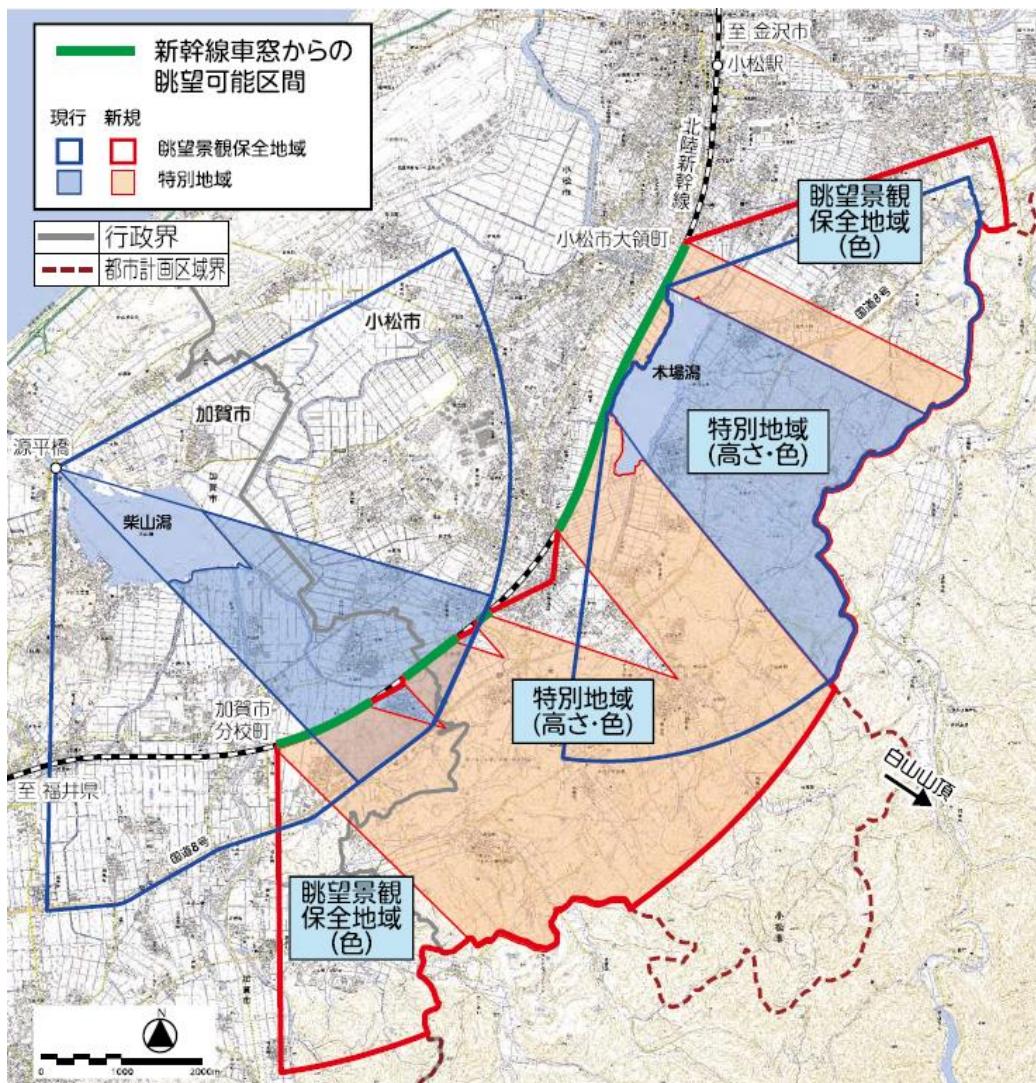
■ 別表 色彩の数値基準 (JIS 8721による)

	基準 (イ)	基準 (ロ)		
		0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他
色相	全色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他
明度	8.5以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 表面に着色しない素材を使用する場合
- (2) 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- (3) 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- (4) その他必要と認める場合

別図



第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第4号]

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

地域の歴史・文化・風土などからみて、その地域の景観上の特徴が色濃く現れている建造物を、景観重要建造物として指定します。(景観法第19条第1項)

景観重要建造物は、国宝や重要文化財等の、文化財保護法に基づき指定された建造物には適用されないことから、文化財としての歴史的又は芸術的な価値を問うものではなく、建築年代が比較的新しくても、地域に親しまれ景観形成上重要な価値のある建造物を指定するものです。

(2) 指定の基準

道路等の公共空間から容易に見ることができ、次のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物として指定し、その積極的な保全・活用を図ります。

- ・ 登録有形文化財^{*}に登録されている建造物
- ・ 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れている建造物
- ・ 地域の良好な景観形成の核となる建造物
- ・ 多くの市民に親しまれている建造物

※ 登録有形文化財（建造物の登録基準）

建築後50年以上経過している建造物で、次のいずれかの要件を満たすもの。

- ・ 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・ 造形の規範となっているもの
- ・ 再現することが容易でないもの

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

地域の歴史・文化・風土などからみて、その地域の景観上の特徴が色濃く現れている樹木を、景観重要樹木として指定します。(景観法第28条第1項)

景観重要樹木は、特別史跡名勝天然記念物や史跡名勝天然記念物等の、文化財保護法に基づき指定された樹木には適用されないことから、学術的な価値を問うものではなく、地域に親しまれ、地域のシンボルとなっている景観形成上重要な価値のある樹木を指定するものです。

(2) 指定の基準

道路などの公共空間から容易に見ることができ、次のいずれかに該当するものについて、景観重要樹木として指定し、その積極的な保存・活用を図ります。

- ・ 地域のシンボル的な存在であり、良好な景観の形成に寄与している樹木
- ・ 地域の歴史・文化・風土に根ざした樹木

第4章 良好的な景観形成のためのその他の方針

1 屋外広告物の表示等に関する方針 [景観法第8条第2項第5号イ]

(1) 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、自然や都市の景観に大きな影響を与える要素の一つであり、良好な景観の形成を図るため、その表示及び掲出物件の設置に関し、規模、位置、色彩、耐久性などについて、建築物や工作物の形態意匠をはじめ、周辺景観との調和に配慮した適正な誘導が必要となります。

小松市においては、いしかわ景観総合条例（平成20年7月1日 石川県条例第二十九号）に基づき屋外広告物の規制誘導に取り組んでいます。

更に良好な景観形成の創出に向け、県の区域や基準に上乗せする形で、本計画において禁止区域の拡大や景観形成基準の設定を行います。

(2) 規制対象範囲

いしかわ景観総合条例第四十七条に掲げる屋外広告物禁止区域に加え下記の範囲について、新たな規制基準を設定します。

区域名	区域設定
特別広告禁止区域	①県条例で定める第1種禁止区域 ②木場潟外周（周遊園路から100m範囲）
一般広告禁止区域	①県条例で定める第2種禁止区域 ②小松インター八里線全線 ③南加賀道路（羽衣交差点～城南西交差点） ④空港軽海線（八幡東交差点～城南町交差点を除く全線）
許可地域	①上記以外の地域

(3) 屋外広告物に関する景観形成基準

いしかわ景観総合条例に定める屋外広告物の許可基準に下記の広告物について、新たな規制基準を設定します。

■屋外広告物に関する景観形成基準

①特別広告禁止区域（県条例 第1種禁止地域の基準に上乗せ基準のみ）

②一般広告禁止区域（県条例 第2種禁止地域の基準に上乗せ基準のみ）

項目	景観形成基準
広告旗	設置禁止

③許可地域（県条例 許可地域の基準に上乗せ基準のみ）

項目	景観形成基準
広告旗*	<p>面積：2.0 m²以下とする</p> <p>設置間隔は、設置面（地盤面）から広告旗天端までの高さの2倍以上とする。</p> <p>旗本体が道路上に突出しないようセットバックして設置する。 (管理者の許可を得たものは除く。)</p>

*広告旗：木、プラスチック、金属等のさおに布を取り付けたもので、その布を利用して広告内容を表示し、単独で建てられ、又は針金等で建築物その他の物件に取り付けられたもの(これを支える台を含む。)

規制区域図（景観計画による上乗せ基準の適用範囲のみ）



2 景観重要公共施設の整備に関する方針 [景観法第8条第2項第5号口]

（1）景観重要公共施設の指定に関する方針

本市の景観を構成する要素の中で、道路、公園、河川等の公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、都市のイメージを創り出す上で重要な役割を果たしており、公共空間における景観形成は、行政が先導的な役割を担うことが求められます。

このため、これら公共施設のうち、次のいずれかに該当する公共施設については、当該公共施設の管理者等と協議し、その同意を得た上で「景観重要公共施設」として本計画で指定することができます。

- ・ 本市のシンボル的なもので、市民に親しまれている公共施設であり、その整備・改修等において、景観面での配慮が必要なもの。
- ・ 今後整備を行う公共施設で、地域の良好な景観の形成に重要なもの。

（2）景観に配慮した公共施設の整備方針

景観重要公共施設として指定された公共施設の整備にあたっては、「いしかわ景観総合条例」に基づく「石川県公共事業景観形成指針」に準拠し、地域の景観特性を十分に踏まえながら、周辺景観と調和した整備を進めます。

3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

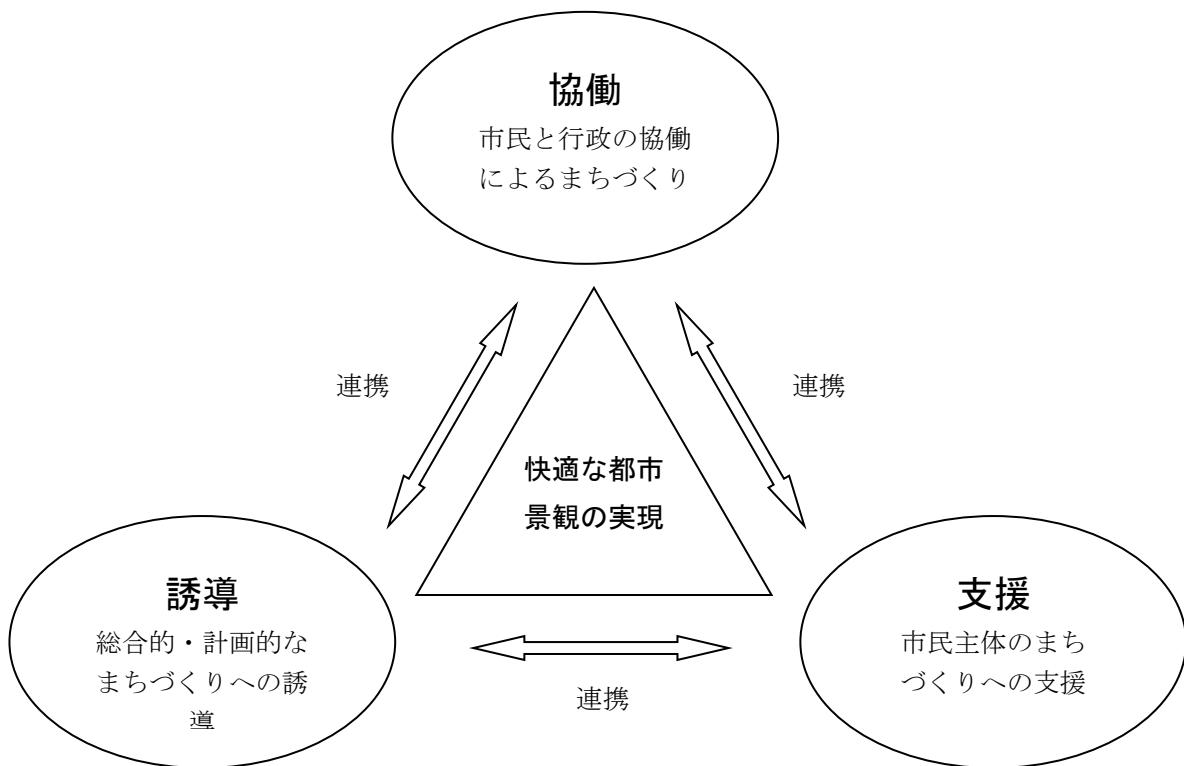
[景観法第8条第2項第5号ニ]

本市には、白山を背景に豊かに広がる田園風景がみられ、市域の約4分の1を占める農業振興地域内において、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、丘陵地や河川、集落地など、その地区の特性にふさわしい農用地及び農業用施設などの整備を一体的に推進する必要がある場合に、当該地区における景観農業振興地域整備計画を策定することができます。

第5章 景観形成の推進体制

1 景観まちづくりの協働作業

景観まちづくりをより効果的なものとするため、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら、さまざまな施策を展開していきます。



2 景観まちづくりの役割

(1) 市民の役割

市民は、景観まちづくりの担い手として、自らが景観まちづくりを認識し、実践していくことに努めます。

- ・ 住んでいる地区的景観に関心を持ち、その課題の認識に努めます。
- ・ 庭先や窓辺の緑化、外壁の補修など、身近な景観への配慮に努めます。
- ・ 景観まちづくりに関する活動やルールなど、景観形成事業に積極的に参加するよう努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの施設や活動が地域の景観をつくりあげていく主要な構成要素であることを自覚し、良好な都市景観の形成に寄与するよう努めるとともに、地域社会の構成員として、地域の景観まちづくりにも積極的に取り組むことに努めます。

- ・ 事業者の所有又は管理する建築物や工作物、屋外広告物などが地域の景観の形成に与える影響の大きさを認識し、その形態意匠の配慮に努めます。
- ・ 事業活動が地域の景観形成の一端を担うことを認識するとともに、特に大規模な事業所や工場に関しては、緑化やオープンスペースの確保など、地域の景観づくりに取り組みます。
- ・ 事業活動を通じ、地域社会の構成員として、地域の景観づくりに積極的に参加するよう努めます。

(3) 市の役割

市は、景観まちづくりの総合的な推進役として、関係機関との連携を図るとともに、都市の景観形成に関する規制誘導、景観づくりを先導する公共施設の整備、市民や事業者の意識の醸成や支援に努めます。

- ・ 景観まちづくりに関する事業を実施し、総合的な都市景観の形成に取り組みます。
- ・ 公共事業や大規模プロジェクトは、先導的に景観上の配慮を図ります。
- ・ 市民や事業者に景観に対する啓発を図るとともに、景観まちづくり活動に対する必要な支援に取り組みます。
- ・ 事業者による大規模建築物の建築等において、周辺に調和した景観となるよう誘導を図ります。

3 景観まちづくりの推進組織

景観まちづくりを推進していくために、市民が積極的に関わっていく仕組みを整えるとともに、行政の組織を整備します。

(1) 景観審議会

景観まちづくりに関する事項を調査、研究及び審議するため、市長の付属機関として「小松市景観まちづくり審議会」を設置します。審議会からの答申により、景観まちづくりの推進施策の実施に努めます。

(2) 景観協議会

景観審議会のほか、景観法第15条第1項に基づき「景観協議会」の設置をすることができます。景観協議会では、景観形成に関わりを持つさまざまな立場の者が、地域の景観形成に係る共通の課題について協議・調整を行うことを目的に、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者などで組織するものであり、必要に応じて関係行政機関や観光・商工・農林漁業・電気事業・電気通信事業・鉄道事業などの公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、景観形成のための幅広い内容について協議することができます。

本市においては、管理者等が多岐にわたるものや行政間の連携が必要な場合において、総合的な景観形成を図る際に、景観法に基づく協議会を活用します。

4 市民主体の景観まちづくり

(1) 景観まちづくりの意識啓発

市民の景観に関する意識啓発を図るため、様々なメディアや媒体を通じた情報発信、普及啓発の推進に努めるとともに、フォーラムやイベントの開催など多様な活動を継続的に行う必要があります。

また、意識啓発だけでなく、市民の景観まちづくり活動への参加を促すための仕組みづくりにも取り組みます。

取り組み実績

- ・こまつまちなみ景観賞（H11～）
 - ・こまつ町家情報バンク（H20～）
 - ・こまつ町家認定（H20～）
 - ・美しい景観まちづくりの集い（H21）
 - ・景観まちづくり活動への助成
 - ・まちづくり協定のパンフレット作成
- （材木町、今江町、大川町、栗津町、龍助町・西町）



美しい景観まちづくりの集い



(2) 景観まちづくりの推進体制の充実

景観まちづくり協定の締結などの制度を利用して地区レベルで地域特性を活かした景観形成を進めるためには、地区住民自らが地区の現況や課題を調査し、景観形成の方向性を検討することが求められます。

このような地区的景観まちづくりを支援するため、市では専門家の派遣や活動団体の認定制度などを実施します。

取り組み実績

- ・景観まちづくり協議会の認定
- ・景観まちづくり推進地区又は重点地区の指定

景観まちづくり協議会

協議会	登録年月日	景観まちづくり地区	指定範囲
材木町地区歴史文化回廊まちづくり協議会	平成16年3月5日 令和6年7月31日廃止	重点	材木町全域
大川やわらぎ街道まちづくり協議会	平成17年10月3日 令和7年8月19日廃止	推進	大川町一丁目・二丁目・三丁目の一部地域
今江・まえがわまちづくり協議会	平成19年11月27日 令和7年12月22日廃止	推進	今江町の一部地域（前川沿い）
栗津温泉街区まちなみ協議会	平成21年12月7日	重点	栗津町、 <u>井口町</u> の一部地域
龍助町・西町北国街道まちなみ協議会	平成26年2月27日	重点	龍助町・西町・本折町・清水町の一部地域



材木町地区歴史文化回廊まちづくり協議会



大川やわらぎ街道まちづくり協議会



今江・まえがわまちづくり協議会



粟津温泉街区まちなみ協議会



龍助町・西町北国街道まちなみ協議会

(3) 景観まちづくりの誘導

建物の改修にあたり、施主にアドバイスするための景観づくりのルールを作成することにより、統一感のある街並みの整備を図ることができます。

取り組み実績

- ・まちづくり協定手引書の作成（材木町、大川町、今江町、粟津町、龍助町・西町）

(4) 景観まちづくりに関する各種制度の活用及び事業の推進

様々なモデル事業を実施することで、実際に目に見える、手に触れられるなど、景観づくりを実感することができます。

取り組み実績

- ・小松中央地区（道路修景）
- ・栗津温泉地区（総湯、都市緑地など）
- ・芦城公園の修景
- ・九竜橋川の修景
- ・まちなかサインの設置
- ・まちづくり協定地区内の建物修景助成



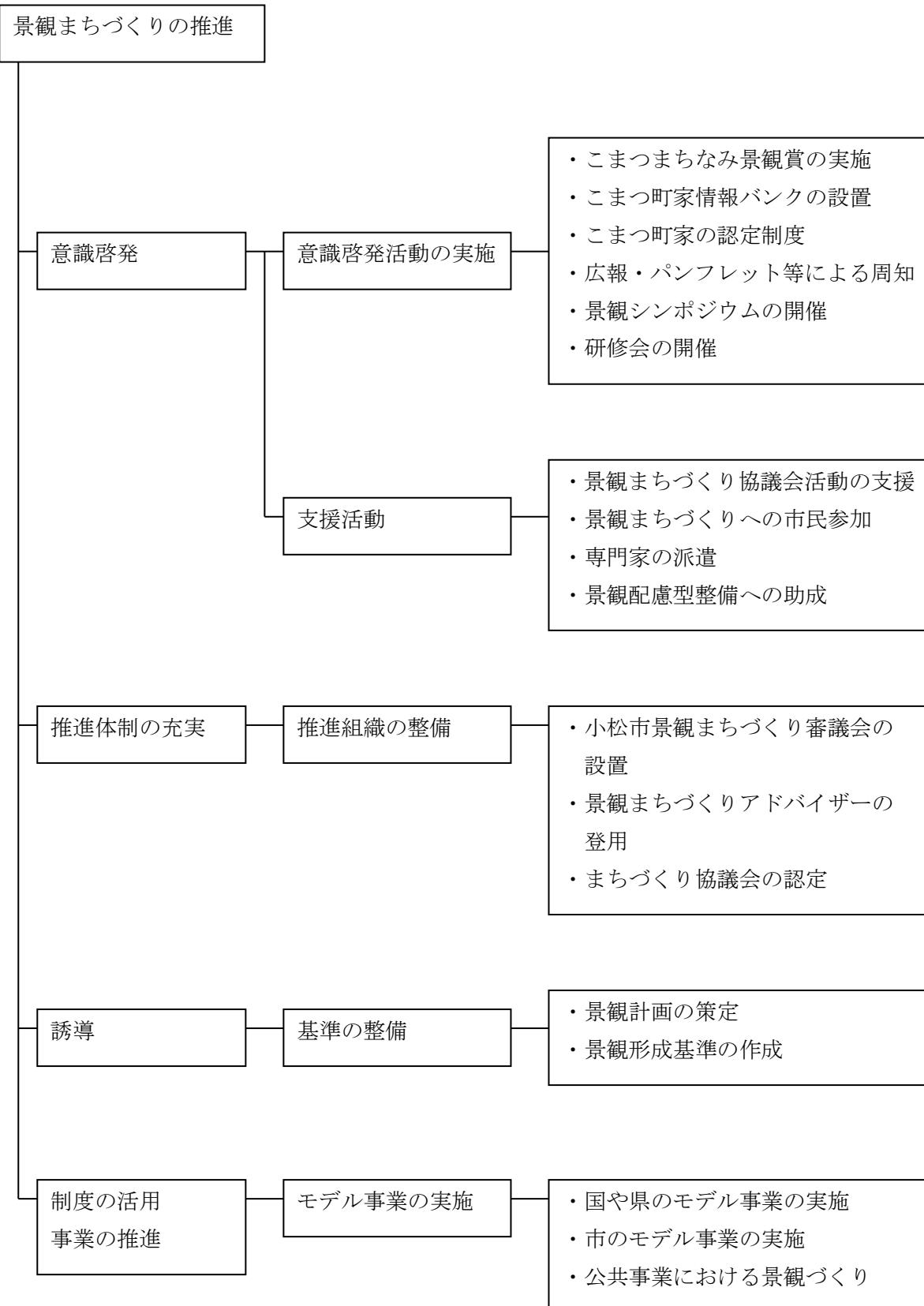
栗津都市緑地



建物修景助成



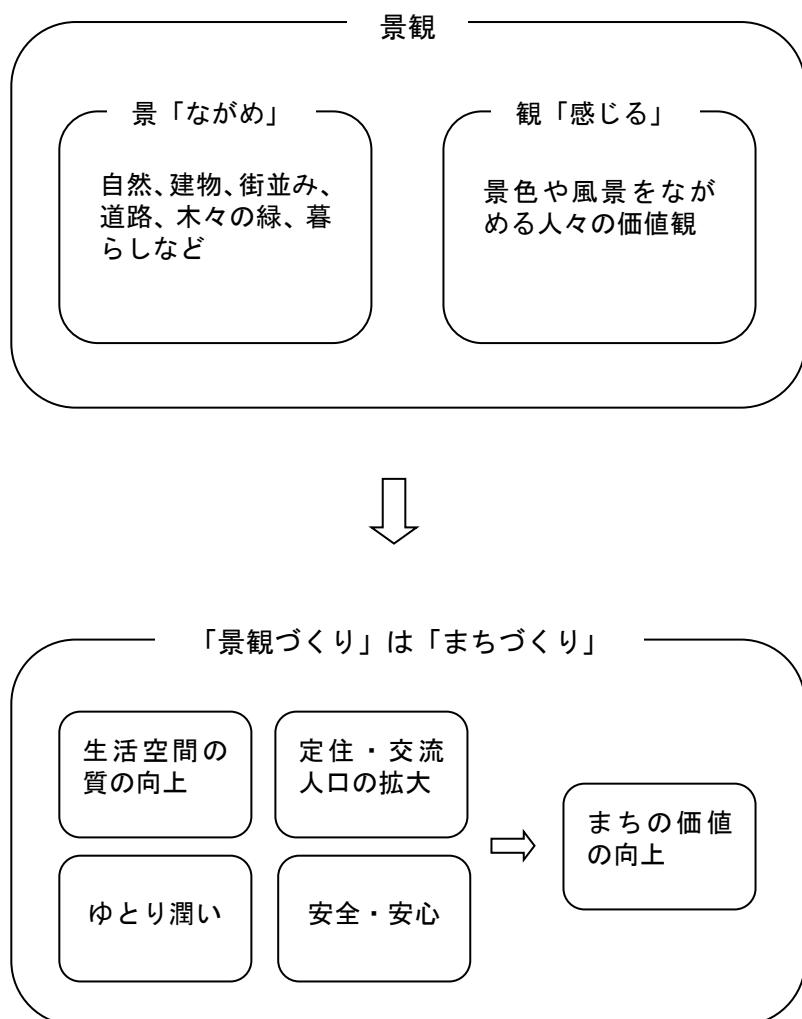
まちなかサイン



景観とまちづくり

景観とは、山や川などの自然、建物や街並み、道路、木々の緑、人々の暮らしの様子など、私たちが日ごろ目にしている、まちの表情であり「景色」や「風景」と呼んでいるもののことです。また、景観は目に見えるものだけでなく、音や光、香りなど、感じるものも含み、まちの歴史や文化を反映しています。

美しい、優れた景観づくりは、都市全体のイメージを向上させ、住み心地のよい快適で潤いのあるまちづくりであり、まちの魅力が高まることで、そこに訪れる人々が増え、地域社会の活性化にもつながります。



小松市都市創造部まちデザイン課